



農林行政を考える会の現地調査風景（編集部）

目 次

共同調査報告 農外法人の農業参入—新潟県・愛知県の事例から—

農外法人の農業参入の現状と問題点	神山 安雄 (5)
特区第1号・頸城建設	
—高齢化への受け皿・複合経営に展望を見いだす—	服部 信司 (18)
地元建設業者などによる地域振興	
—上越市浦川原区・ファーストファーム(株)の農業参入—	神山 安雄 (25)
村おこし活動と有会社「結い」	矢坂 雅充 (29)
NPO法人の農業参入実態	
—愛知県長久手町の事例から—	加瀬 和俊 (39)
定年退職者による遊休地の活用を図る	
豊田市農ライフ創生センター	小林 信一 (45)
頸城山間の特区参入企業	梶井 功 (51)

【時評】日経調・高木委員会提言と「魚食の危機」

(KK)(2)

☆表紙写真 廃校を利用する豊田市・農ライフ創生センターの「下山研修所」
「農村と都市をむすぶ」2007年11月号（第57巻11号）通巻673

日経調・高木委員会提言と 「魚食の危機」



日本経済調査協議会は、元農林水産次官の高木勇樹氏を会長とする委員会を組織して、日本漁業の「構造改革」に熱意を燃やして来たが、二〇〇七年二月の「緊急提言」

に続いて、七月末日に最終報告を提出した。「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」と題する提言がそれである。「緊急提言」については、本誌六六六号、二〇〇七年四月号『「参入自由化」で日本漁業は再生できるか』参照。同じ高木委員会は二〇〇六年五月に農地制度の改訂等を含む提言「農政改革を実現する——世界を舞台にした攻めの農業・農政の展開をめざして」を公にして、政策方向に大きな影響を与えてきたが、今度はその漁業版に乗り出してきたわけである。

最終報告の内容は三点で注目される。第一は「緊急提言」で打ち出していた漁業参入自由化論を一層明確にしていることである。その内容は、漁業権制度を根本的に改訂し外部者の参加を自由にする（具体的には養殖漁場、定置網漁場を希望する企業が入手できるように制度を変えることであり、株式会社の農地取得自由化論の

漁業版である）、地元の漁業者とその集団である漁協に漁場の調整・管理の責任と権限を与えている現行の仕組みを変えること、企業よりも地元漁協に優先して免許を与える仕組みを廃止すること、漁協の組合員に地元外の企業も加えてその意思決定に企業の意向を反映させること等である。また、魚種ごとに漁獲可能量を特定してそれを漁獲する権利を入札によって売買する方式（譲渡性個別割当制度）の採用も引き続き主張している。この仕組みは、資本力があって高い入札価格を出せる企業が漁獲の権利を購入し、経営状況の悪い経営体はそれを購入できずに廃業せざるをえなくなるので、存在する経営体は優良な経営体だけになる（したがって経営難という問題が自動的に解消する）という便利な仕組みとして、一部の漁業制度論者が推奨していたものである。

第二は、最終報告で新たに加わった論点として、「規格化された情報」Ⅱ「客観的・科学的な指標に基づく、関係者共通のルールとしての『水産物基礎情報』を義務付けるという主張である。これは一見、国内の水産物の産地表示を意味しているように見えるが、現実には輸入確保のための条件作りの可能性が強い。すなわち、規格化された情報に乗りやすい規格化された商品である輸入品のスムーズな商流を目指しているとみられるのである。提言は本文に続く「補足説明」の中で、「わが国の水

産業がかかえる主要な問題点」のトップに、「世界的な水産物需要の高まり、(日本の——引用者補足)所得の低下、食生活の変化など」によって、日本人の水産物の消費が減退し、「輸入水産物の買い負けが顕著」になっていくという危機感を表明している。世界的に水産物消費が増加したために、日本の商社が買い付け競争で有利な立場を失うにいたったことは自然な流れであり、それは日本漁業の国内生産の重要性を高めこそすれ、漁業の危機などではないはずであるが、三国間貿易による利幅の縮小を考慮すれば確かに貿易商社にとっては危機なのである。ここにははしなくも、「漁業」ではなく「魚食」を守って、水産物輸入で有利な立場を維持しようとする商社の意図が示されている。

第三は、水産政策を以上のような方向に改訂するためには、既存漁業者の利害と密着している現行の行政組織から権限を奪うことが必要になるとの判断から、政策実施の担い手の変更が具体的に指摘されていることである。すなわち、「水産業改革プロジェクトチーム」と「監視委員会」を置き、従来の水産行政機関系統(水産庁、県水産課、市町村水産課)とは別の機関が、政策変更の主導権を発揮する必要があるとされている。

この提言は、冒頭で誰もが反対できないような三つの目的を設定している。すなわち、「1. 水産資源の枯渇を

防ぎ、資源を復活させること、2. 漁業者、地域社会を豊かにすること、3. 安全・安心な水産物を日本国民に持続的に提供すること」がそれである。こうした主張によって、提言は善意の助言者の立場を装うことに成功しており、委員を送っている毎日新聞・読売新聞もその姿勢での報道を進めている。

しかしその内容を見れば、日本漁業ではなく「魚食」を守ることを目的とし、生産主体を漁村に居住している漁業者から資本力を持った企業に置き換え、輸入水産物が再び輸入商社にとっての利益の源泉として順調に売れることを目指しているものであることがわかる。

皮肉なことに、提言と同じ七月に行われた参議院選挙の大敗によって、こうした「構造改革」を政権政党が地方の経済実態を無視して強引に進めていく条件は薄れたといえるが、次の衆議院選挙対策という一時の政策調整にまだわされることなく、現場に混乱をもたらすことが確実な妄論には批判を続けることが必要であろう。

(KK)

現地共同調査報告 農外法人の農業参入

—新潟県・愛知県の事例から—

農地政策・農地制度の見直しが議論されている。そこで、農林行政を考える会は、一般企業やNP
O法人など〈農業生産法人以外の法人〉の農業参入について実態を知るために、二〇〇七年八月上旬
に新潟県の十日町市と上越市蒲川原区、八月下旬に愛知県の豊田市と長久手町で、共同調査をおこな
った。これは、参加委員による共同調査報告である。十日町市、上越市、豊田市、長久手町の関係者
には、多忙の折にもかかわらず、調査に対して懇切丁寧な協力をしていただいた。特に上越市の関係
者については、新潟県中越沖地震の被災直後にもかかわらず、多大な協力をしていただいた。記して
謝意にかえたい。

(農林行政を考える会)

農外法人の農業参入の現状と問題点

国学院大学兼任講師 神山 安雄

1、農外法人の農業参入の実態

(1)「農業特区」の全国展開

構造改革特別区域法（二〇〇三年四月施行）にもとづいて「農業特区」は、遊休農地が相当程度存在する地域に限って、①一般の株式会社などの企業やNPO法人といった〈農業生産法人以外の法人〉が〈農地リース方式〉で農業参入すること、②市町村・農協以外の農家やNPO法人が市民農園を開設すること、③農業生産法人の事業範囲を拡大すること、④農地を取得（賃借と所有権の取得）する際の下限面積を緩和する（引き下げる）ことを特例として認めるものであった。

「特区」の手法——〈農地リース方式〉による一般企業などの農業参入は、農業経営基盤強化促進法の二〇〇五年改正によって、「全国展開」することになった。一般企業やNPO法人といった〈農業生産法人以外の法人〉

は、遊休農地が相当程度存在する地域において農業経営基盤強化のための市町村基本構想に位置づけることによって、市町村と協定をむすんで、農地を借り入れること（リース）が認められるという仕組みになった。「特区」の制度と同じように、市町村との間に耕作の内容などとの協定をむすび、農業に従事する役員を一人以上置くことによって、耕作の継続を担保する仕組みである。

農地リース方式によって農地を借り入れることを認められた〈農業生産法人以外の法人〉を「特定法人」と呼び、〈農業生産法人以外の法人〉が農地リース方式によって農業に参入する事業を「特定法人貸付事業」と呼んでいる。

(2) 一般企業等の農業参入の実態

農地リース方式によって農業に参入している特定法人は〇七年三月現在、二〇六法人である。一年前の〇六年

三月現在の一五六法人から五〇法人増えた。

特定法人二〇六法人のうち、半分以上が株式会社であり、株式会社・有限会社で八割を占め、残りの二割がNPO法人などである(表1)。

業種別には、建設業が三七%、食品関連会社が二二%であり、残りの四割がNPO法人や第三セクターなどである(表1)。

特定法人二〇六法人には農地五九六haが貸し付けられているが、そのうち遊休農地一九三ha(三二%)、遊休化のおそれがある農地が一七四ha(二九%)。一人当たり貸付農地面積は二・八九haである(表1)。

農地リース方式で農業に参入した特定法人(〇六年三月現在一五六法人)に対して、農水省が経営状況などを調査している。一五六特定法人の借入農地面積イコール経営農地面積は、一人当たり三haであるが、〇・五ha未満が二三%、〇・五〜一haが三〇%と、一ha未満が五三%を占めている(表2)。これは、農地リース方式による農業参入法人のおよそ半分が野菜・花き栽培を中心とした経営のためである(表1)。

売上高は、売上なし(開始したばかりの法人と自社利用)が四七%と半分近くを占めている。一〇〇万円未満が一三%、一〇〇〜五〇〇万円が二〇%である。五〇〇〜一〇万円以上が四%、一〇〇〇万円以上は一二%あるが、

総じて売上高は少ない(表2)。

農業部門の経営収支が黒字の法人は七%にすぎず、赤字経営が五四%にのぼっている。赤字経営のなかには、NPO法人など地域活性化を目的として「利益を期待していない」法人一五%が含まれる(表2)。

これらの特定法人は、遊休農地などを利用してはいるために、参入時に「農地の改良」に苦勞し、「希望にあった農地の確保」や「初期投資資金の確保」に苦勞している。また、建設業などの法人では、「販路の確保」に苦勞している(表3)。

そのため、農業外から農業参入した特定法人の要望は、「初期投資資金の融通」「希望にあった農地の確保」「農業技術での支援」である(表3)。

以上のような農業参入法人の経営状況を「理屈」の根拠にして、農水省は、特定法人数五〇〇法人とする目標をかかげて、農業外の一般企業などに対する農地情報提供の体制をととのえ、特定法人の「経営確立」のための支援事業(補助事業)を〇七年度から開始している。

(3) 地方自治体の対応

〇六年三月一日時点で農業外の一般企業などの農地リース方式による農業参入は一五六法人、これらを受け入れている市町村は八〇市町村だった。農外法人の農業参

表1 農業生産法人以外の法人の農業参入状況

単位：法人、%、ha

		2006年		2007年3月1日現在	
		3月1日現在	9月1日現在		
		法人数	法人数	法人数	構成比
農業参入法人数		156	173	206	100.0%
組織形態別	株式会社	80	89	110	53.4%
	有限会社	41	46	54	26.2%
	NPOなど	35	38	42	20.4%
業種別	建設業	57	59	76	36.9%
	食品会社	41	46	46	22.3%
	その他	58	68	84	40.8%
	NPO、三セク等				1法人あたり
貸付農地面積 ha		471.9	528.7	595.9	2.89
遊休農地		135.3	159.2	192.7	0.94
遊休化のおそれある農地		133.0	156.1	173.5	0.29
営農類型	米麦等	30	34	38	18.4%
	野菜	65	67	84	40.8%
	果樹	24	22	30	14.6%
	畜産	6	6	6	2.9%
	花き・花木	3	5	5	2.4%
	工芸作物	5	4	8	3.9%
	複合	23	35	35	17.0%

資料：農林水産省「農業生産法人以外の法人の農業参入の状況」

注：営農類型別の「複合」の第一順位作物は、米麦等15、野菜10、果樹4、工芸作物3、花き・花木2、畜産1。

表2 農業参入法人の経営状況

借入農地面積	構成比	農業の売上高	構成比	農業部門経営状況	構成比
	%		%		%
計	100	計	100	計	100
0.5ha未満	23	売上なし・開始したばかり	33	目標以上に黒字	2
0.5～1ha	30	売上なし・自社で利用	14	納めできるほどでない黒字	5
1～2ha	18	100万円未満	13	赤字・経営次第で目標達成	35
2～3ha	5	100～300万円	14	大赤字・経営転換を検討	4
3～5ha	11	300～500万円	6	赤字・利益期待していない	15
5～10ha	8	500～1千万円	8	営農開始間もなく収支不明	30
10～20ha	4	1千～2千万円	5	その他	9
20ha以上	1	2千～3千万円	2		
		3千～5千万円	1		
		5千万円以上	4		

資料：農林水産省「農外から農業に新規参入した法人に対するアンケート結果」

注：農地リース方式で農業参入した156法人（2006年3月1日現在）に対するアンケート

表3 農業参入法人の要望等

参入時の苦劳・困難 (複数回答)	割合 %	参入・経営改善に 必要な支援 (複数回答)	割合 %
計	100	計	100
農地の改良	51	初期投資資金の融通	38
希望にあった農地の確保	27	希望にあった農地の提供	33
初期投資資金の確保	24	技術的支援	27
販路の確保	20	参入手続きの簡素化	10
参入手続きがめんどろ	10	その他	18
地元との調整	10		
その他	17		

資料：表2に同じ

表4 農外法人の農業参入時の市町村の苦劳、困難 (複数回答)

	実数	割合 %
計	69	100.0
農地の確保、地権者との調整	38	55.1
既存の農業者等との調整	14	20.3
参入区域の設定	10	14.5
参入法人の決定	7	10.1
その他	15	21.7

資料：農林水産省「農外の法人が農業参入している市町村に対するアンケート結果」

注：2006年3月1日時点で農業生産法人以外の法人が農地リース方式で農業参入している市町村に対するアンケート結果（回答69市町村）

入を受け入れている市町村に対するアンケート結果によれば（六九市町村が回答）、これらの市町村では、参入法人の側から特定法人貸付事業を活用して農業参入したいと相談があったのは、三一市町村（四五％）。耕作放棄地が多く担い手が不足していたため現在の参入法人に相談したが、一一市町村（一六％）。特定法人貸付事業が地域活性化につながると思ったのが、二〇市町村（二九％）だった。これらの市町村が農外法人の農業参入を進める際に苦劳、困難だったことは、貸し付けるべき農地の確保や地権者（農地所有者等）との調整、既存の農業者等との調整だった（表4）。

こうしたアンケート結果を頭におきながら、今回、共同調査をおこなった地域での地方自治体の対応について整理しておこう。

新潟県の場合

共同調査をおこなった新潟県の上越市浦川原区、十日町市の事例は、旧東頸城郡六町村を対象区域とする「東頸城農業特区」を原型にしている(注1)。

東頸城農業特区は、「構造改革特区」第一回第一弾(〇三年四月)で認定された。事業の内容は、①農地リース方式による農業生産法人以外の法人(特定法人)の農業参入、②市町村・農協以外の農家等による市民農園の開設、③特定農業者(農家民宿経営者)による「どぶろく」特区、④古民家・農家の活用による農家民宿特区——の四事業である。

東頸城郡の安塚町・浦川原村・大島村・牧村の上越市への合併、松代町・松之山町の十日町市への合併によって、認定町村の法人格が消滅したため、新・上越市の旧東頸城郡四町村、ならびに旧東頸城郡二町と旧十日町市の新・十日町市全域を対象区域にして、「越後里山活性化特区」が〇五年に認定された。事業の内容は、①農地リース方式の農業特区、②農家等の市民農園開設特区、③特定農業者の「どぶろく」特区、④古民家・廃校を活用した農家民宿特区、⑤農園付き空き家活用の就農定住特区、⑥農業生産法人の関連事業拡大特区——である。

「越後里山活性化特区」は、東頸城農業特区の範囲を拡大しながら継承したものである。

東頸城農業特区の立ち上げ時の特徴は、構想の当初から新潟県と東頸城郡六町村の代表が参画して、農外法人の農業参入にあたっての基本条件を整理したことである。農地リース方式により農業参入する特定法人は、地方自治体(町村)が責任のとれる地元企業に限ること。水利・農道等を使用することから地元が参入に同意しており(町村と参入起業の協定書に地元区長の同意書を添付)、町村内の認定農業者や農業法人の経営発展に支障を与えないこと——を条件にした。農業特区に参入する特定法人の「農業担当役員一人以上」という要件を、新潟県では「二人以上」として運営した(新・特区では「一人以上」)。その代わりに、旧・浦川原村は、農業参入した特定法人(後述の㈱頸城建設、ファーストファーム㈱の二法人)も、耕作放棄地の解消・発生防止、経営規模拡大を内容にした経営改善計画をだしてもらい、認定農業者として認定した。

越後里山活性化特区も、東頸城農業特区の考え方をひきついで、地元企業等の参入に限っている。越後里山活性化特区の目標は、①担い手の確保による農地の遊休化防止と国土の保全、②地域の環境と資源を活用した複合型産業の育成、③新たな雇用の確保と新規定住の促進、④グリーンツーリズム産業の育成と拡大——である。

愛知県の場合

愛知県では、従来の「農業特区」に農業生産法人以外の法人が農業参入しており、参入法人数は〇七年六月現在、四市町に六法人であった。六法人の内訳は、農産物販売会社二社、酒造会社一社、NPO法人三法人である。

この農産物販売会社は、農業生産法人としての要件をととのえるという方式でなく、「特区」の農地リース方式という特例措置を利用する簡易な方法を選択した。酒造会社は、酒米を生産して自社で利用している。NPO法人は、農地リース方式による農業参入のために組織されている。愛知県下の市町の「農業特区」は、市民に農業体験の機会をつくり出すという性格が強い。その上に、農産物販売会社などの農業参入が加わっている。

「農業特区」の全国展開である特定法人貸付事業を実施するにあたって、愛知県は参入法人数二三法人の目標をにかけて推進を図っている。参入区域が設定済みの市町村は、県下の三五市二四町二村のうち一九市一二町二村であるが、〇七年八月時点では、「農地リース方式」による農業参入の事例は従来の「農業特区」指定地域だけに限られている。

長久手町の〈田園バレー特区〉では、市民向けの農業体験講座「長久手農業校」の修了生有志が組織したNPO法人「長久手楽楽ファーマーズ」など二つの市民組織

が、まず、農地リース方式で農業参入した。その後、有限会社二社が同じく農地リース方式で農業参入した（そのうち一社は、〇七年の参入）。これらの有限会社は、農産物の生産・販売を目的にした家族経営的な会社である。

豊田市の〈農ライフ創生特区〉は、「農業特区」としては他の特区と異なる性格をもっている。〈農ライフ創生特区〉の事業内容は、①農地法の最低限取得面積を旧豊田市の一四〇aから一〇aに引き下げる特例措置を適用し、豊田市農ライフ創生センターが農地の取得を仲介すること、②市民農園の開設を市町村・農協以外の農家などに認める「市民農園特区」である。特区の申請前には、豊田市と農協、農業者代表などのほか、トヨタ自動車など関連企業代表と関連労働組合代表も加わった検討がおこなわれた。しかし、農業体験研修を実施し、特区の事業を運営する〈農ライフ創生センター〉は、市と農協による第三セクターとして設立されて、市が主体となって運営している（農協は関連施設等を貸与）。トヨタ関連企業および労働組合は関与していない。また、特区の申請時に、農地リース方式による一般企業等の農業参入が検討されたが、申請時に農業参入を予定する一般企業等がなかったため、農地リース方式による「農業特区」は事業の内容からはずされた。

(4) 調査対象の農業参入法人の概要

前述したように、「農地リース方式」による一般企業等の農業参入では、建設業と食品関連会社の参入が多い。

農林行政を考える会は○四年六月、千葉県山武町の有機農業推進特区に参入した株式会社ワタミファーム(居酒屋チェーンのワタミフーズの別会社)を共同調査し、本誌に調査報告を掲載している(注2)。

今回の共同調査では、建設業の農業参入(新潟県上越市浦川原区の頸城建設㈱、ファーストファーム㈱の二社)とNPO法人等の農業参入(新潟県十日町市の「なぐも原結いの里」、愛知県長久手町のNPO法人長久手楽楽ファーマーズの二組織)、さらに愛知県豊田市の「農ライフ創生特区」(農地法の下限取得面積の引き下げ等)を対象にして聞き取り調査をおこなった。詳細については調査参加委員のそれぞれの調査報告にゆだねるが、ここで調査対象とした農業参入法人等の特徴を述べておきたい。なお、食品関連会社の農業参入事例については、本誌○四年八月号を参照されたい。

建設業の農業参入

〈農地リース方式〉による農業参入事例のうち、業種別には建設業がもっとも多い。これは、公共事業の受注

が減少した建設業が、余剰となっている機械類や労働力を利用して、地元地域の活性化という目的を色濃くもちながら、農業参入したためである。

① 上越市浦川原区・頸城建設㈱

東頸城農業特区は、前述したように、農業参入企業を地元企業に限っていた。頸城建設㈱(小池保信社長も、浦川原区内の地元建設業者である。

小池社長は、かねてより農業に関心をもち農業をやりたいと考えていた。自社が圃場整備事業を請け負った基盤整備済み水田が、農業従事者の減少と高齢化がすすむなかで遊休・荒廃化するのを愁いていた。公共事業の受注が六割も減少して余剰となった機械類、労働力を活用して、別会社の農業生産法人を立ち上げて農業経営を行うことを考えていた。その矢先、農業特区の方式ができたため、特区に参入することにした。

浦川原区・大島区内の遊休農地、放置しておけば遊休化する農地を四か所、合計三・三ha(農地リース方式)で借り入れ、有機無農薬栽培で水稻作と山菜類の栽培、養魚(イワナなど)をおこなっている。有機無農薬米(コシヒカリ)は高価格で直接販売しているが、一〇a当たり収量が三〇〇kgと低く、山菜畑や養魚池の造成など初期投資額が大きく、農業部門の経営収支は大幅な赤字である。

② 上越市浦川原区・ファーストファーム(株)

ファーストファーム(株)(蓑和章社長)は、浦川原区内の建設業者・(有)蓑和土建が八割、旅館業・行政書士・農畜産業・酒造業の自営業者四人が残り二割を均等に出资比例で新たに設立した会社である。蓑和社長は、旧浦川原村の元職員で、四人の仲間たちとは地域づくりや社会教育活動にともにたずさわってきた。「農業特区」の話がでたとき、遊休農地を利用して地域を活性化しようと、五人が再び集まった。観光牧場を核に、果樹・野菜園、酒米の栽培・醸造、加工品の製造・販売、農場レストランなど、農業・畜産・製造業・観光を組み合わせた複合多角経営の「ファーマーランド構想」の下で事業展開している。

ファーストファームの借り受けた土地(約5ha)は、元牧場の採草放牧地で、遊休化していたところに建築廃材など産業廃棄物が不法投棄されていた土地。繁茂していた草を刈り、客土・整備し牧草地に戻し、一部に芝生を張って広場にした。山頂には、キャビンカーの簡易なレストランがある。ヤギ一七頭のほか、羊、ポニーを飼う中小家畜の観光牧場。ヤギ乳からアイスクリームやバターを製造・販売している。また、別に棚田五か所、合計4haを借りて、酒米(越淡麗、五百万石)を栽培し、大吟醸「特区酒」を委託醸造している。年間売上高は八

〇〇万円、初期投資・設備投資などで負債四〇〇〇万円があり、経営収支は赤字である。

NPO法人等の農業参入

① 十日町市・なぐも原結いの里・有限会社結い

なぐも原結いの里(飯塚茂夫代表)は、〇三年九月の設立された地域おこしのための任意組織である。新潟県立十日町実業高校(現・十日町総合高校)の農業科廃止にともなう農場など跡地(約一〇ha)の活用方法を公民館活動の一環で検討するなかで組織された。「伝統農耕文化をもとに：食や環境、エネルギー、教育文化、福祉のよりよいあり方を目指し：持続可能な新しい村づくりを図る」というのが設立目的である。跡地の施設などを利用して、都市農村交流や体験学習などの活動をおこなってきた。

農場跡地はほとんど農地で、県有地のため、市が払い下げを受け市有地とし、これをリースする「特区」の手法を利用することにした。「結いの里」が施設(校舎等)を使用貸借し、「結いの里」の農耕事業部を独立させ「有限会社結い」を設立、(有)結いが特定法人として農場跡の農地部分(約8ha)を市から使用貸借するリース方式である。(有)結いは、収穫体験農園、サルナシ農園(オーナー制)、福祉農園、野菜類の栽培・販売、景観作物(菜の花、ソバ)の栽培のほか、自然養鶏、農産加工、直売所

経営、などを「結いの里」と一体となって行っている。

② 愛知県長久手町・

NPO 法人長久手楽楽ファーマーズ

長久手町の「田園バレー事業」は、「農のあるくらし・農のあるまちの実現」を目的に、①市民農園「ふれあい農園たがやっせ」の運営、②農作業体験講座「長久手楽楽学校」の実施、③農地リース方式による特定法人の農業参入、④農産物直売所「あぐりん村」の整備などを進めている。

NPO 法人長久手楽楽ファーマーズは、「長久手農楽校」の卒業生を中心に有志一五人で構成しているが、町の働きかけもあり、「特区」への農業参入のために組織した非営利活動団体（NPO）である。○六年八月に「農地リース方式」により「農業参入エリア」（前熊地区）内の遊休農地三三aを借り入れ、野菜約二五種類を栽培している。趣味的農業で、野菜類は会員の自家消費が中心であるが、「いいもの」は農産物直売所「あぐりん村」に出荷している。年間売上高は二五万円とごくわずかである。肥料代など経費が年四〇万円かかるうえに、NPO 法人に対する法人税（均等割、年七万円）、直売所出荷に対する事業税があるため、収支は赤字である。

長久手町「田園バレー事業特区」の「農業参入エリア」には、ほかにNPO 一人（○五年八月参入、遊休農地

三〇a借り入れ」と、有限会社二社（一社は○六年九月参入、二四a、もう一社は○七年六月参入、四三a）が農地リース方式で参入している。「市民農園エリア」（丸根地区）には、NPO 一人が○六年九月に参入し、遊休農地五三aで市民農園（一八七区画）を運営している。

農地法の下限取得面積引き下げ

愛知県豊田市「農ライフ創生特区」

豊田市「農ライフ創生特区」は、事業内容が、①農地法の下限取得面積の旧豊田市四〇aから一〇aへの引き下げ（その農地取得の仲介など）、②市町村・農協以外の農家などの市民農園開設、であり、他の「特区」事業とは性格を異ならせている。

豊田市「農ライフ創生特区」は、農業従事者の減少と高齢化によって生じている遊休農地という土地資源と、トヨタ関連で年間二〜三〇〇〇人ででくる定年退職者という人的資源とをむすびつける狙いをもっている。「農ライフ創生センター」がおこなう新規就農者育成のための研修（担い手コース）修了者に対して、農地一〇a以上を仲介している。農地法上の下限取得面積一〇a以上という特例措置は、農地の借り入れ（賃借権等）だけでなく買い入れ（所有権の移転）でも適用されるが、豊田市の場合は「借り入れ」（賃借）に限って運用している。特

区の区域は旧豊田市の農振農用地区域内に限られており、〇五年に合併した周辺五町村では農地法の下限取得面積（旧町村により四〇aと三〇a）が適用されるが、周辺五町村での農地の仲介は下限取得面積の要件がない経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画にもとづく利用権設定（賃借）で運用している。

「農ライフ創生センター」は定年退職者などの新規就農を対象としており、そこで言う「担い手」は、年金等の農外収入を前提にして、農産物直売所などで年間農産物売上高一〇〇万円程度を目標とする農業者である。

2、農地政策・農地制度見直しにかかわる問題

（1）農地の農地としての継続的な利用

「構造改革特区法」にもとづく「農業特区」で農地法の特例措置の適用という「穴抜き」措置である（農地リース方式）によって農業参入した農業生産法人以外の法人（特定法人）も、農業経営基盤強化促進法の〇五年改訂によって「特区」方式が全国展開されたことから、とくに遊休農地が相当程度存在する中山間地域では、「地域の新たな担い手」として位置づけられている。

経営基盤強化促進法の〇五年改訂は、同法にもとづく市町村の経営基盤強化基本構想のなかに「特定法人貸付事業」の実施を位置づけて、農地リース方式による一般

企業等の農業参入をおこなっていく仕組みとした。特定法人を「地域の新たな担い手」として位置づける法的な根拠は、ここにあると言える。

だが、その法内容は、中山間地域など遊休農地が相当程度存在している地域において、あくまでも農地法にもとづく特例措置として、農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付に限り認めるものである。

農地法の下限取得面積の要件を一〇aまで引き下げるという特例措置も、中山間地域などの遊休農地が相当程度存在する地域において、農地法の特例として認める仕組みである。「市民農園特区」も、市民農園の開設を市町村・農協以外の農家などに認めるものだが、市民農園法・特定農地貸付法の特例措置として認める仕組みになっている。

耕作放棄の防止・解消を目的とする法律上の特例措置であり、「地域の新たな担い手」として位置づけられている特定法人に対しては、農地の農地としての継続的な利用が法制度のうえでも担保される必要がある。農業参入する一般企業などの特定法人に対して、農地の貸付だけに限り、市町村と協定をむすび農地の十分な管理ができない場合は即時返還を義務づけていること、「農業従事役員一人以上」を要件としていることは、農地の農地としての継続的な利用を担保するために必要な法制度からの

最低限の要求である。

最低限の要求であるから、さらに農地としての利用を担保するために、新潟県の東頸城農業特区（現・越後里山活性化特区）では、農業参入企業を「市町村行政の目がとどく地元企業」に限定するという運用をおこなっている。愛知県長久手町では、参入企業の申請を受理する際に、農地の農地としての継続的な利用が可能であるかを業績などで判断している。

愛知県豊田市「農ライフ創生特区」は、農地法の下限取得面積の要件を旧・豊田市の四〇aから一〇aに引き下げる特例措置が適用されている。

農地法の下限取得面積の要件は、農地を新たに借り入れ・買い入れする場合、借り入れ・買い入れ後に最低限の面積とならなければならないという要件である。最低限の面積（下限取得面積）は、都府県が平均五〇a、北海道（道南を除く）が二haであり、知事が定める。都府県の下限取得面積は、農地法改正によって従来の三〇aから五〇aに引き上げた経過があり、都府県の地域によって三〇～五〇aの間に定められている。

農地法の下限取得面積要件緩和（引き下げ）の特例措置は、借り入れ（賃借など）・買い入れ（所有権の取得）を問わず適用されることになるが、豊田市「農ライフ創生特区」では賃貸借に限って運用されており、所有権の

移転（買い入れ）は認めていない。農地の所有権の移転（買い入れ）まで認めた場合、定年退職者などの小面積の所有農地が点在することになり、その農地が十分に管理できなくなった場合に権利を移転することが困難になるからである。

また、「農ライフ創生特区」の区域設定は旧・豊田市の農振農用地区域を範囲にしており、〇五年に合併した周辺六町村の農地法の下限取得面積は三〇～四〇aのままである。周辺六町村での農地の仲介は、経営基盤強化促進法の豊田市農用地利用集積計画にもとづく利用権設定（貸借）として、農地一〇a以上をあっせんしている。

経営基盤強化促進法の市町村農用地利用集積計画にもとづく農地の権利移転（貸借・売買）には、農地法の下限取得面積の要件が適用されないからである。

豊田市「農ライフ創生センター」は、農業研修（担い手コース）の修了者に対して農地一〇a以上の貸借をあっせんしている。農業研修（担い手コース）は研修期間二年間であり、研修二年目には研修は場を二aほど与えて栽培管理をおこなわせている。農業研修の修了資格は、この研修ほ場での作物の栽培管理が十分にできたかを見極めたうえで与えられる。農地借り入れ後の農地としての継続的な利用を、農業研修修了資格によって担保する仕組みである。

農地政策・農地制度見直しのなかで、農地の所有と利用を分離し、農地の貸借による利用の規制を大幅に緩和して、農地の貸借は自由にするのが検討されている。

だが、「特区」の手法による農地の貸借による利用にあって、農地を農地として継続的に利用すること（耕作をつづけること）を最低限担保する措置をとりながら仕組みが運用されている。農地の農地としての継続的な利用を担保する措置は、法制度に組み込まなければならない。

（2）地域の土地利用調整と「地域の担い手」

農外法人の農業参入を受け入れている市町村に対するアンケート結果によれば、受け入れ市町村の多くが、貸し付け農地の確保、地権者（農地所有者等）との調整や既存の農業者等との調整に苦労、困難を感じている（表4）。

地域の土地利用調整は、集落（地域）がもつ土地利用調整機能を土台にしている。集落の話し合いをつうじて農地の利用集積・利用促進をおこなっていく（農用地利用改善団体）の制度は、集落（地域）のもっている土地利用調整機能に着目した仕組みである。また、市町村の農業委員・農業委員会が農地の出し手・受け手を掘り起こして貸借・売買をあっせんできるのも、農業委員が農業者による選挙で選ばれた農業者代表・集落代表という

性格をもっているからである。

農地リース方式による一般企業等の農業参入にあって、市町村行政が貸し付け農地の確保、地権者や既存の農業者等との調整に苦労するのは、集落（地域）がもつ土地利用調整機能とは別の領域で、いわば天から降ってくるようなかたちで推進しなければならぬからである。農地リース方式による特定法人貸付事業が、集落（地域）がもつ土地利用調整機能を土台にした現行の農地法制度の法的な仕組みにたつて乗っているのは、経営基盤強化促進法にもとづく市町村基本構想に位置づけられているからである。

農業外から農業参入した特定法人は、とくに建設業などでは生産物の販路確保に苦労を強いられている。食品関連会社の場合は、生産物の販路が確保されているため、文字どおり「特別区域」内で生産し出荷・販売することに終始して、地域とのつながりをつくりださない例が多い。アンケート結果でも、隣接の農業者から雑草の管理で苦情がでている例が報告されている。

「地域の新たな担い手」として位置づけられ、〇七年度から国の助成事業（企業参入支援総合対策一七億円）の対象になっている農業外からの農業参入法人（特定法人）ではあるが、地域農業において新たな販路の開拓や新たな事業展開など地域農業全体の生産力発展に効果を

およぼさないとしたら、「地域の担い手」とは言えないのではないだろうか。

注(1) 東頸城農業特区については、山崎剛「建設業が農業経営に挑戦―東頸城農業特区―」が、経過等について詳しい。

(2) 「農村と都市をむすぶ」NO. 六三五、二〇〇四年八月、の特集「構造改革特区」をめぐる諸問題、に共同調査報告をまとめている―同誌所収の神山安雄「『構造改革特区』の現状と諸問題」。

特区第一号・頸城建設

— 高齢化への受け皿・複合経営に展望を見いだす —

東洋大学教授 服部 信司

本報告は、八月三日、新潟県上越市浦川原事務所においてお聞きした頸城建設・小池保信社長、上越市農林水産部農業振興課・西山知太郎課長、同笹川肇副課長、上越市浦川原区総合事務所・田鹿敏行産業建設グループ長の説明とそこでいただいた資料に基づいている。時間を割き、丁寧な説明をしていただいた上記の方々に、改めて、お礼を申し述べたい。

1、頸城建設の概要

頸城建設は、上越市浦川原区において活動している。

その浦川原地区は、最高級コシヒカリの産地である魚沼地域に隣接している地域であるが、傾斜二〇分の一以上の急傾斜地の多い中山間地域であり、過疎化・高齢化とそれに伴う耕作放棄が著しく進展している地域でもある。

頸城建設は、従業員四七名（九〇年代のピーク時八四名）、昨年の売り上げ八億円（同一六億円）の中小建設会社である。この頸城建設が、二〇〇三年六月に「株式会社特区」第一号として、農業に参入した。現在、担当役員一名、専従職員二名、パート二名のもとで、田六ha、畑二ha、養魚水田〇・五haを賃貸で借り、田においては、有機無農薬米を生産し、高級贈答米として販売している（表一）。

設立以来四年間、赤字であるが、高齢化に伴う田・畑の受委託の受け皿として、あるいは、レストランなどの複合経営の計画に、展望を見いだせるようになってきている。ここに、地域社会の企業としての姿を見ることが出来る。

2、地域（浦川原区一帯）の状況

上越市浦川原区（旧・東頸城郡浦川村）一帯の社会経

表1 頸城建設の概況

<p>1 会社全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 47名 ピーク時84名 ・売り上額 8億円 ピーク時16億円 <p>2 不動産（農業）部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2003年4月設立 株式会社特区第一号 ・田6ha、畑2ha、養魚水田0.5ha ・有機無農薬米の生産 ・担当役員1名、専従職員2名、パート2名 ・今のところ赤字

資料：頸城建設「頸城建設株式会社、不動産部」

済状況に触れておこう。ここで浦川原区一帯というのは、二〇〇二年に特区の申請をした旧東頸城郡の六町村（浦川原村、安塚町、松代町、松之山町、大島村、牧村①）のことである。その特区計画書に、当該地域の状況が次のように示されている②。

この地域は、「古来より天水田の棚田が形成され、水稲を主体とした農業生産活動により地域環境・景観の保全を行うことで、国土保全機能の維持保全が図られてきた地域」である。しかし、「二〇〇〇年度の人口二万八〇〇人は、（一五年前）一九八五年の七五％に減少し、六五歳以上の高齢化率は三五％（新潟平均二一％）と新潟県内でも過疎化・高齢化の進展が特に著しい地域」となっていた。

他方、農地の状況は、「全耕地面積五四〇〇haのうち、二〇分の一以上の傾斜地（中山間地域直接支払制度の対象地）が六二％を占め、水田の整備率は二一％（県平均四九％）と大幅に低い水準」となっていた。そのなかで、「農家1戸あたりの経営耕地面積は七五アール（新潟平均の五六％）に過ぎず」、「耕作放棄面積は四四三ha、全経営耕地面積の一三％に達し、さらに、二〇〇〇―二〇〇二年の間に二〇〇haの農地の遊休化が進んでいた」のである。

こうした地域状況から、この地域は、地域の維持―振興に強い問題意識をもち、二〇〇〇年から「越後田舎体験―推進事業を始め、農業においては、付加価値の高い特別栽培米の生産を進め、二〇〇二年には七〇haに達していた。

特区への対応は、そうした地域維持―振興の強い問題

意識から生まれるわけであるが、この地域の特区への対応の前提をなした新潟県の取り組みに、まず、触れておこう。

3、特区認定への県と地域の取り組み

(1) 株式会社・農業特区

二〇〇二年に動き出した特区、特に、ここでの株式会社
社の農業参入に関わる農業特区の内容を再確認しておく。
ポイントは、以下の四点である。

① 企業（農業生産法人以外の法人・中心は、一般株式会社）の農地取得を認めるが、それは、借入れに限る。

② その企業に農地を貸し付ける主体は、自治体、または、農地保有合理化法人とする。

③ 参入企業は、自治体、または、農地保有合理化法人との間で、企業が行う農業・事業経営の内容、取得面積などについて、協定を締結する。

④ 企業が、その協定に反した場合は、自治体・農地保有合理化法人は、貸し付けの解除を行いうる（表2）。

（これまで農地の取得が認められてきた）農業生産法人以外の法人、すなわち、一般株式会社に賃貸による農地の取得を認めるが、それは、自治体・農地保有合理化法人を通じた貸し付けによる、というものである。

表2 株式会社特区

1	企業（株式会社）の農地取得は、借入れに限る
2	農地の貸し付けの主体は、自治体、または、農地保有合理化法人
3	参入企業は、自治体、または、合理化法人との間で、協定（農業の事業内容、面積等）を締結する。
4	協定に違反の場合、自治体・合理化法人は、賃貸の解除を行いうる。

こうした賃貸による企業の農業参入を認めること
の背景には、一九九二年の「新農政」以来の規制緩和の
流れと共に、公共事業の激減によって厳しい状況に陥
っていた地方の土建企業に農業参入を促して企業活動を
支え、耕作放棄地の縮小・農業の活性化も促そ

うとする意図（当時の武部農林水産大臣の考えによる）があった。

（2）東頸城農業特区Ⅱ越後里山活性化特区の認定

二〇〇二年四月から始まった農水省の特区構想事例募集に対して、まず、新潟県が積極的に対応した。県は、農地利用規制の緩和、農地保有規制の緩和、農地の権利移動後の下限面積要件（都府県五〇アール）の緩和などを柱とする「中山間地域特区」の創設を掲げたのである³⁾。

〇二年七月に国が特区推進本部を設けたことに対応し、八月、県は東頸城六町村（上記）と意見交換会をもち、東頸城六町村を核とする特区構想が動き出し、二月、東頸城六町村が特区研究会を発足、二〇〇三年四月、頸城建設、菱和土建（ファーストファーム）を核とする東頸城農業特区（越後里山活性化特区）の認定に至るわけである。

4、頸城建設の農業参入と活動

（1）農業参入の理由・リストラの回避

頸城建設が農業参入を考えた最も大きな理由は、公共工事の抑制による工事量の減少、そこから問われるリストラを少なくしたいということ（雇用の維持）であった。農業ならば、建設業者としての技術力（土地の整備・改良）を生かせるという判断もあった。すでに、特区計画

の持ち上がる前（二〇〇一年）に、頸城建設は、農業生産法人として、農業参入を計画していたが、二〇〇二年九月に農業特区参入に変更し、二〇〇三年六月に、浦川原村（現上越市浦川原区）・大島村（同大島区）と協定を結び、農業参入を始めたのである。

（2）有機無農薬栽培Ⅱ高付加価値生産物を目指し、土地の整備・改良を行う

社長は、農業の経験は一切なかったが、当初から、コシヒカリの有機無農薬栽培Ⅱ高付加価値農産物の生産を目指した。中山間地域であり、耕種放棄されている土地（借りることの出来る土地）が他の圃場から離れている（他の圃場の農薬の影響を受けない）ことが、有機無農薬栽培にとって、好条件と考えられた。「平地では出来ないう付加価値の高い農産物を作れば、事業として成り立つと判断した（小池保信社長）のである。

耕作放棄された荒れた土地は、整備・改良・浄化（土に集積された化学物質を除去）しなければ、有機無農薬栽培には用いられない。そこに、建設会社としての技術が生かされたといえよう。調査の折、現場を見ることが出来たが、田は、きちっと整備されていた。

（3）信頼を得て、農地が増える

最初の年は一・二haであったが、二年目に、一挙に四・四haに増えた（表3）。「周辺農家は関心を持って

表3 頸城建設：農業特区を利用している経営面積(ha)

年 度	水 田	畑	養魚水田	合計
2003	0.5	0.5	0.2	1.2
2004	1.8	2.1	0.5	4.4
2005	3.8	2.1	0.5	6.4
2006	5.6	2.1	0.5	8.2
2007	6.0	2.1	0.5	8.6

資料3：頸城建設「頸城建設株式会社、不動産部」

表4 頸城建設：販売方法と販売先

販 売 方 法	販 売 店
直 接 販 売	伊勢丹、クイズ伊勢丹、瀬里奈、金田中、たらふくまんま
商社（明治屋商事）への販売	ナチュラルローソン、小田急ストアー、オリンピック
個 人 へ の 販 売	

資料：表3と同じ

表5 頸城建設：有機米販売価格

(円)

販売方法	品 目	1 k g	6 0 k g 換 算	比較(新潟コシヒカリ (1))	比較(魚沼コシヒカリ (2))
直接販売	有機JAS認証コシヒカリ (棚田、自然乾燥)	1680	100800	4.7	3.5
	特別栽培米コシヒカリ (棚田、自然乾燥)	1470	88,200	4.2	3.1
	特別栽培米コシヒカリ (機械乾燥)	1260	75,600	3.6	2.7

注1)新潟コシヒカリ：2万1250円（精米換算、2004年）

注2)魚沼コシヒカリ：2万8400円（精米換算、2004年）

資料：表3と同じ

見ていたようだが、一年間の取り組みを見て、どうやら安心して土地を任せられると認めて、農地を出す人が飛躍的に増えた」(4)からである。以降、着実に農地は増え、現在、水田六ha、畑二・一ha、養魚水田〇・五ha、合計八・六haになっている。

農地は、上越市浦川原区農業振興公社と同大島区との間で、五年間の賃貸契約で借り入れている。

水稻は有機無農薬栽培であり、堆肥は購入しているが、米ぬか、魚粉、菜種粕などを発酵させた自家製の「ぼかし液」を用いている。除草(三十四回)は手取りで行われている。これが、最も大変であるという。

一カ所の養魚水田で、イワナ、タニシ、エビ、メダカなどの養殖を行い、畑では、タラの芽、ぜんまい、うるいなどの山菜を有機無農薬栽培している。イワナは棒寿司にして販売している。

作業は、専従職員三名とパート二人の五人で行っており、農繁期には、本業から六―八人の応援が入る。様々な面で、土建本業からの支援が支えになっているといえる。

(4) 贈答品として伊勢丹などで販売

有機栽培で関係を持った(株)自然科学研究所の紹介もあり、伊勢丹、瀬里奈、金田中に直接販売し、そこにおいて、贈答用に用いられている。あるいは、明治屋商

事を通して、ナチュラルローソン、小田急ストア、オンラインピックなどにおいて、小売り販売されている(表4)。価格は、一kg二六〇円―一六八〇円(六〇kg換算七万五六〇円―一〇万八〇〇円)という高価格である(表5)。新潟コシヒカリの三・六一四・七倍、魚沼コシヒカリと比較しても、その二・七―三・五倍となる。まさに、贈答品に狙いを当てた高付加価値品である。

だが、着手から四年間、農業経営は赤字であるという。そのコストには、土地整備・改良・浄化コストや乾燥・精米施設投資(三〇〇万円)の減価償却費などが、入っているからであろう。コメが一定量(年間販売額五〇〇万円)に達して、はじめて、黒字になるとのことである。

(5) 高齢化の受け皿、農家レストラン等の複合経営に展望を見いだす

コメを一定量生産するには、農地の拡大が必要となる。水田一〇ha、畑二ha、養魚水田一五池が目標とされている(5)。その拡大は、高齢化により増えてくる農地の委託への受け皿になることによって、可能と考えられており、そこに(地域農業―地域社会の担い手になることに)、展望を見いだしているのである(小池社長)。さらに、野菜、山菜、養殖に加え、農家レストランを開設し、複合経営を拡充することにもう一つの展望を見い

だしている。

5、むすび

頸城建設は、公共事業の縮小からくるリストラの回避
 ー雇用の維持のために農業参入を行ったわけであるが、
 雇用の維持は、地域における雇用の維持である。また、
 中山間地域の耕作放棄地を借り受け、そこにおいて耕作
 を行うには、土地の整備・改良が前提になる。その農地
 の整備は、地域の環境保全に直結する。この面からも、
 頸城建設の活動は、地域社会の維持に結びついていると
 いえる。地域農業ー地域社会の維持に貢献する企業、そ
 こに、頸城建設の意義があると考えられる。それは、フ
 ァースファーム、「結いの里」にも共通する特徴といえる。

注1 この六町村は、市町村合併により、浦川原村と大島村は上越市
 に、松代町と松之山町は、十日町市に合併されている。

注2 東頸城農業特区 構造改革特別区域計画

注3 西尾勝監修、東京市政調査会研究室編著『検証 構造改革特区』
 第6省農業

注4 西山知太郎・浦川村建設農林課長（当時）『中山間地域の新たな
 可能性発揮なるかー東頸城農業特区ー』

注5 頸城建設『頸城建設 不動産部』

地元建設業者などによる地域振興

―上越市浦川原区・ファーストファーム株の農業参入―

国学院大学兼任講師 神山 安雄

1、ファーストファームの農業参入

新潟県東頸城農業特区（現・越後里山活性化特区）の旧・浦川原村（現・上越市浦川原区）には、建設業者二社が農地リース方式で農業参入している。

そのうちの一家・ファーストファーム株（葦和章社長）は、農業特区への参入のために新設された農業目的の株式会社である。中心になっているのは、浦川原区内の（有）葦和土建で、出資金の八割を出資している。残りの二割は、行政書士、旅館業、農畜産業、酒造業という地元の自営業者四人が均等に出资している。

（有）葦和土建の葦和章氏は、旧・浦川原村の元職員である。村職員当時、四人の仲間たちと地域づくり、社会教育活動に取り組んでいた。東頸城農業特区の構想がでてきたとき、「地域振興」にむすびつく農業参入を考えて、

葦和氏は社会教育活動の仲間たち呼びかけて、新会社を立ち上げた。

ファーストファームは、東頸城農業特区の第一回認定がおこなわれた〇三年九月に当時の浦川原村と協定をむすび、放棄されていた牧場跡地（約5ha）を浦川原農業公社をつうじて借り入れた。

浦川原村と三和村（現・上越市三和区）にまたがるこの牧場跡地は、二代つづいて牧場経営が破綻し、放置されていたところ、産業廃棄物（建築廃材の鉄筋やコンクリート塊など）が不法投棄された。雑草雑木が生い茂っていたが、山頂からは高田平野とその先に妙高山や日本海までが見渡せる景観のいい場所である。この放棄地を復元し地域の資源として生かしていこうと考えたのである。

2、ファーストファームの事業内容

放棄されていた牧場跡地は雑草雜木を刈り払い、約一・五haを客土・整備し、牧草を混播して牧草地に戻して、ヤギ一七頭と羊、ポニーといった中小動物を飼って、観光牧場になっている。隣接する観光ブドウ園との相乗効果をねらった観光農業である。

観光牧場を核にした当初からの「ファームーランド構想」は、山頂部に地元食材をつかった農村レストランを整備し、隣接の別荘村（岩室の会）とタイアップした市民ギャラリーの開設、酒米（五百万石、越淡麗）栽培とこれを原料としたオリジナル清酒の委託醸造、ヤギ乳のアイスクリーム・バターの製造・販売など、農業・畜産・製造業・観光といったさまざまな業種を組み合わせた複合多角経営の事業展開である。

ヤギや羊（肉用、サフォーク種）、ポニーなど中小動物の観光牧場にしたのは、産業廃棄物（建築廃材）の投棄地のため、作物の植栽を避けたのである。

酒米は、〇四年四月から山間の未整備田などを蒲川原農業公社をつうじて借り入れて、現在五か所、合計四haで越淡麗、五百万石を栽培している。一〇a当たり収量四二〇kgを目標にしているが、〇六年産は一〇a当たり三〇〇kg。全量を越淡麗大吟醸「特区酒」や五百万石純

米吟醸酒として委託醸造、販売している。

ヤギ乳は、牧場内に新設した「ヤギミルク工房」で「ヤギさんのジェラート（アイスクリーム）」に加工、販売している（一個一二〇ミリリットル、三〇〇円）。「ヤギさんのバター」もある（七〇グラム、一五〇〇円）。

牧場の山頂には、キャンピング・カーを改造したカフェテラスファームーを開店して、ヤギ乳製品などを販売している。

3、ファーストファームのかかえる問題

ファーストファームのかかえる問題は、第一に、多額な初期投資や設備投資を余儀なくされたため、年間売上高八〇〇万円に対して、負債額四〇〇万円をかかえている経営の現実である。

借り入れた牧場跡地は放棄され荒廃していたため、葎和社長は葎和土建所有の重機を使って整備工事をした。産業廃棄物投棄地のため、客土せざるをえず、また牧草地に戻すために牧草を混播している。一部は、広場にするため、芝生を張るなど整備している。

設備投資では、ヤギ乳製品の製造のため、加工製造施設（ヤギミルク工房）を二〇〇〇万円かけて新設した。製品にするまでの開発費用もかかっている。

経営収支が安定するためには、年間売上高が二千数百

万円は必要と考えている。

中山間地域である旧・浦川原村は、農業担い手の減少と高齢化のなかで、特区に参入した企業に対して「中山間地域の新たな担い手」としての期待をかけた。初期投資・設備投資が多額にのぼっていることもあり、〇四年三月にファーストファームと頸城建設の農業参入二社に経営改善計画を提出してもらい、認定農業者として認定した。ファーストファームは、認定農業者として農林公庫資金（スーパール資金）借入れを申し込んだが、「経営実態・実績を求められるため」融資は受けられなかった。

旧・浦川原村が上越市に合併したため、二社とも現在は上越市の認定農業者である。ファーストファームは、酒米栽培をしているため、品目横断的な経営安定対策に加入申請した。

第二の問題は、「特定法人」としての位置づけの問題である。「農地リース方式」によって農地を貸し付けてもらえる「特定法人」は確かに農地を借り入れることが容易である。しかし、「農業生産法人」の方が農地の借り入れ・取得も安定するのではないか。農業生産法人としての要件をクリアすれば、農業生産法人の方がいい、と考えている。

ちなみにファーストファームは農業を目的にする株式

会社であり、役員の一人は酪農六〇頭・水田一haを経営する農業者である。従業員は、農業担当に男二人、加工等担当に男一人、畜産（ヤギの飼養管理など）に女二人、アイスクリームなどを販売する喫茶（カフェテラス）に女一人という配置である。農業および農業関連事業が総収入の過半という農業生産法人の事業要件は満たされているから、構成員要件と役員員の農業従事要件をどのようにととのえるかということになる。

4、耕作放棄地解消の課題

第三の問題は、ファーストファーム自体の問題ではないが、荒廃している牧場跡地の耕作放棄解消の問題である。

ファーストファームが借り入れた牧場跡地（約5ha）は、旧・浦川原村の地籍分である。牧場跡地は、旧・三和村の地籍分（約6ha）が放置され荒廃したままである。旧・三和村は中頸城郡に属していたため、東頸城郡六町村を区域とした東頸城農業特区の区域外であった。一三市町村が大合併した新・上越市は、「越後里山活性化特区」の区域設定を旧「東頸城農業特区」の旧・東頸城郡内四町村にとどめた。東頸城郡内の残り二町は十日町市に合併したが、五市町村が合併した新・十日町市は「越後里山活性化特区」を新・十日町市全域に拡大した。上

越市は、特区の区域を旧・東頸城郡以外の中山間地域にまで拡大することを検討している。しかし、耕作放棄地の解消対策は、「特区」の手法だけにはとどまらない。旧・三和村の地籍内にある荒廃している牧場跡地は、耕作放棄地解消対策の対象である。

ファーストファームが農地リース方式で借り入れた牧場跡地は、旧・浦川原村が一六〇〇万円取得し、旧・浦川原村の農地保有合理化法人である浦川原農業公社が管理していた。ファーストファームは、村と協定をむすんで農業参入したが、農地（牧場跡地）は浦川原農業公社を通じて借り入れている。浦川原農業公社は合併後も存続しているが、旧・浦川原村が対象範囲である。旧・三和村の耕作放棄された牧場跡地の利用はまた別の手法が必要になる。

東頸城農業特区は、参入企業を「町村行政が責任をもてる」地元企業に限定して運用されていた。「越後里山活性化特区」も同じように参入企業などを地元企業やNPO法人などに限定して運用されている。

「特区」の手法——〈農地リース方式〉による一般企業等の農業参入では、農地の農地としての継続的な利用（耕作）を市町村との協定の締結や「農業従事役員一人以上」という要件で担保している。

これに加えて、新潟県の東頸城農業特区（現・越後里

山活性化特区）では、地元の行政と深いつながりをもつ「地元企業・法人」に参入法人等を限定することによって、農地の農地としての継続的な利用（耕作）を担保しているのである。

なお、東頸城農業特区の場合は、県や町村の支援対象とすることを条件にして、「農業従事役員を二人以上とすること」を要件に特区が運営されていた。「特区」の全国展開としての農業経営基盤強化促進法〇五年改正法にもとづく特定法人貸付事業においては、「農業従事役員一人以上」の要件で運用されている。

村おこし活動と有限会社「結い」

東京大学准教授 矢坂 雅充

1、有限会社結いの基本的性格

有限会社結い（以下、有結いという）は二〇〇五年六月に新潟県十日町市と特定法人貸付事業協定を締結し、正式に農業に参入した。有結いは同年五月に、任意団体「なぐも原・結いの里」（以下、「結いの里」という）の農耕事業部が法人化した有限会社で、会社形態をとってはいるものの、NPO法人の農業参入として位置づけられる。都市農村交流や市民農園をはじめとする広範な活動を行っている住民のむらづくり組織が、農地を賃借して耕作放棄地を再整備し、環境保全を重視した持続的な農業生産を展開している事例として注目される（注1）。

「結いの里」の活動目的は、規約の第一条で次のように示されている。「この会は、私たちの伝統農耕文化を基に、生存に欠くことの出来ない食や環境、エネルギー、教育文化、福祉のより良い在り方を目指し、南雲原十日町総合高校実習跡地および周辺地域を中心に、持続可能

な新しい村づくりを図ろうとする」とされ、耕作放棄されてきた実習跡地での農業生産を核にして、理想的なコミュニティ・むらづくりに挑戦していることがわかる。

こうした目標を実現するための事業として、規約は以下のような多岐にわたる活動を掲げている。①自然農法や伝統文化を重視した農業・畜産生産とこれら農畜産物などの販売、②地域の豊かな自然環境の保全・整備・創造、③自然（雪や太陽など）やバイオマスを利用したエネルギーの自給、④農業・食をめぐる体験学習、農具・民具の展示などによる田舎暮らしの普及・交流、⑤セラピーファームなどによる社会福祉の向上、⑥村への移住定住への支援などである。有結いは食農・文化教育、環境保全、資源循環、福祉医療などを束ね、関連づけていく事業として、有機栽培などの自然を重視した農業生産・農産物販売などを担う事業部門として位置づけられている。

2、(有)結いの設立と農業参入の背景

このように(有)結いは、むらづくり活動の中心的な組織として農業に参入した。そこで、(有)結いの事業を詳しくみる前に、その設立と農業参入にいたるまでの経緯を辿り、あわせてむらおこし運動に集まったメンバーのプロフィールについても若干ふれておこう。

「結いの里」の活動は、二〇〇二年九月に発足した水沢未来塾に遡ることになる。当時の県立十日町実業高校（現十日町総合高校）の農業実習地が、農業科の廃科にもなつて八年あまり耕作されないまま放置され、雑草が生い茂る荒地地になっていた。そこで空き家となった校舎のまわりに広がる一〇ヘクタールほどの実習農地を地域の宝、むらづくりの拠点として活用するために、地域の有志が集まって水沢未来塾が立ち上がる。未来塾で話し合われた夢やアイデアは「南雲原農耕ふれあい文化村構想」としてとりまとめられ、旧十日町市に提案された。「結いの里」はこの構想を実現するための住民活動組織として、二〇〇三年九月に設立される。いうまでもなく「構想」は上述の「結いの里」規約に反映され、実習跡地を拠点とする多様な事業の展開が描かれる（注2）。

「結いの里」は県から校舎などの施設の使用許可をえ、活動を続けていくものの、肝心の実習農地を整備し

て耕作することは認められなかった。農業実習地は新潟県の公共施設であり、「結いの里」が耕作することは農地法によって規制されていたからである。そこで検討されたのが、農業特区の活用であった。すでに県内では東頸城農業特区が二〇〇三年四月に認定されており、頸城建設などの一般株式会社が農業に参入していた。新潟県は特区制度を耕作放棄地解消の手段として明確に位置づけており、旧十日町市も県と連携して農業特区にもとづく特定法人貸付事業に取り組みはじめた（注3）。さらに農業実習地として農地を県に売却した元の農地所有者にも、農地が戻されても荒れた圃場を整備し耕作を再開するめどは立たないものの、農地が教育的な目的で保全されることを望む意見が多かったという。荒れたまま放置されていた実習農場跡地の整備・活用のあり方は、南雲地区住民が主体的に解決していかなければならない課題として認識されていたといえよう。

こうして旧十日町市は実習農場跡地を農業特区で活用する準備を進め、二〇〇四年一二月に特区の認定を受けた。ただし、翌年の二月に市町村合併で東頸城農業特区としての認定を受けていた松代町・松之山町が旧十日町市と合併したので、農業特区は十日町市と上越市が一体になって取り組むこととなり、農業特区の名称・区域も越後里山活性化特区へと変更された。(有)結いは再編され

た農業特区のもとで農業参入を果たすことになる。

十日町市が県から農場跡地を購入した後、○五年五月に「結いの里」農耕事業部を有限会社結いとして法人化し、翌月に十日町市との間で農地の使用貸借契約が結ばれ、特定法人貸付事業協定書が取り交わされた^(注4)。農場跡地の草刈り作業を二年半あまり継続してきた住民活動の実績が評価され、旧十日町では初めての農業特区による企業参入となった^(注5)。

夢やロマンで語られたむらづくり構想は、^(有)結いの設立で具体化への一歩を踏み出すことになる。こうした構想を農業参入によって実現させていくには、地区住民の熱意と自治体の協力だけでは難しかったのではないかと。両者の熱意を継続させた原動力として、次の二点が注目される。

一つは、「結いの里」の中心メンバーの活動経験である。白井隆氏^(有)結い専務は、登校拒否や停学処分を受けた中学生を受け入れて、牛を育て稲を栽培する苦労とすばらしさを体感してもらった。「おっちゃん農場」を運営したことがある。さらに一九九六年から個人的に「お米の学校」に取り組んできた^(注6)。JA青年部の活動をつうじて知り合った都内の栄養士から「学校給食向けに安全でおいしい米を使いたい」という依頼があり、それに応じて、毎年コシヒカリを送り続けた。この活動が総

合学習での稲の栽培指導へと進展した。アイガモ農法で共同栽培する校内のミニ水田、児童が自宅で育てるマイ田んぼ（バケツ稲）をとおして、稲の生長と人間の成長を重ね合わせながら、「いのちを育てる」意味を伝えてきた。作物や動物を育て、いのちの始まりから終わりに携わることで、生きるこの意味を感じ取られていくのだろう。授業での交流をつうじて、栄養士・教師・児童たちが新潟に遊びに来るようになった。「お米の学校」が育み、積み重ねてきた交流の経験は、「結いの里」の活動を支える指針や確信に結びついていたといえよう。

宮沢八州男氏^(有)結い社長は、地元の大規模稲作経営者で、これまでの自らの営農の苦労や経験をふまえて、むらづくりに体当たりで臨んでいる。自身の稲作経営は後継者に譲り、現在^(有)結いに専従している。農業経営の持続的な発展のためには、地域の農家の対立を招かない配慮、それぞれの利害関係が異なっても自主性と満足意識をもって取引・協力しうる仕組みが欠かせないという。JA生産部会での活動、消費者への米の直売、兼業農家からの全作業受託など、さまざまな経験のなかから掴んだ確信といってもよいのだろう。こうした自信に裏打ちされたビジネス感覚と協調を重視する信念が、^(有)結いを牽引する原動力となっているに違いない。

このほかにも地域住民の社会活動の経験や実績が、^(有)

結いの農業参入によって「結いの里」の事業の本格的始動を支えていったことは想像に難くない。のちにみる「結いの里」の事業内容の多様性は、構成メンバーの活動経験の多様性を反映しているように思われる。

二つは、新潟中越地震の被災者救援ボランティア団体との交流である。廃校となった校舎などの施設は、被災者支援のために全国から駆けつけたボランティアの人々の宿泊施設として利用されることとなった。これを機にはじまったボランティア団体、市民団体との交流は、「結いの里」の事業理念に共鳴する都市住民を知り、そのニーズに応える形で事業をいっそう広げていく契機となったといえよう。たとえばその後、所沢市の「ゆめところの会」の呼びかけで、障害者支援事業「緑のそよ風」プロジェクトの一環として酒米づくりがはじまることとなった。また引きこもりや不登校を経験した若者たちを支援しているグループ「Good」のワークキャンプを受け入れて実施し、まさに農耕を活かした福祉・教育活動が展開している。多くの市民グループとの交流は、(有結いの農業参入を軸とした「結いの里」とのネットワーク活動の展開を予想させるものであったといえよう。

(有結いは、同じ使命を共有した構成員の「共同体」であると位置づけられている。会社組織を採っているもの、「結いの里」の事業を支える組織であり、出資者二七

名の多様な個性や経験を尊重した共同組織性が重視されているのである。

3、(有結いの事業展開

すでにみたように、(有結いは農業特区での農業参入のために、「結いの里」の農耕事業部門の法人化によって設立された(注7)。母体となる「結いの里」は四つの事業部で構成されている。①(有結い(旧農耕事業部)、②教育・福祉事業部、③環境・エコ事業部、④移住定着事業部である。農耕・畜産の生産・販売、体験型農業を主体とする、いわば農業ビジネスを担当する(有結いを軸として、食・福祉・文化など結びついた社会事業部門が連なるという構図である。

教育・福祉事業部の活動には、前述の「お米の学校」、「緑のそよ風」プロジェクトといった教育機関・福祉団体とのネットワーク活動が含まれている。「お米の学校」は現在、県外一〇校、市内二校で実施されており、年々参加校が増えている。ほかにも農協婦人部との共催で年五回ほど伝統料理教室を開催し、キャンプ場、農作業をつうじた障害者の自立支援を目的とする福祉農園も開設している。環境・エコ事業部は、ボランティア共同作業による雪消しや排水溝清掃などを呼びかけ、植樹や花壇づくりに取り組んでおり、移住定着事業部ではインター

ネットを活用して農村での空き家情報などを提供している。農地の賃借、農業生産・販売といった農業に直接的な事業を(有)結いが担当し、農場の農産物をベースとして食と農に関連する活動を機能別に各事業部が分担している(注8)。

こうして活動の拠点、「場」を確保するために(有)結いが農地を借り、農業生産・販売などに取り組むこととなった。したがって、その活動はそれだけで完結したものではない。他の事業部の活動と重なりながら、あるいはつながりながら進められている(注9)。

このことを踏まえたくえで、以下、(有)結いの主な活動状況についてみておくことにしよう。

(1) 農畜産物生産・農地保全

① 販売用農産物栽培

「結いの里」の売店や十日町市内の直売店などで販売する農産物の栽培である。一〇〇アールの畑でかぼちゃ、ジャガイモ、サツマイモなどが作付けされている。その一部では、近隣の小学校・幼稚園の給食用向けに、市と契約して無農薬・無化学肥料栽培でバレイショを生産している。十日町市では学校給食への地元産野菜の導入率を五年間で三〇%にする目標を立てており、(有)結いもそれに呼応し、近隣小学校の児童の収穫実習などが行われている。

② 景観作物栽培

農場の過半の農地には菜の花とそばが栽培されている。長い間放置されていた農地は痩せており、土づくりと広い農地を保全するために、粗放栽培が可能な菜種とそばが栽培されている。収穫機などを保有していない(有)結いは、地元の農家などに作業を全面委託しており、そばの実は作業を受託しているそば加工事業者が利用している。「結いの里」は景観を彩る作物として利用しており、春の菜の花、秋のそばの花は観光スポットとして注目されている。

③ オーナー制農園

山に自生していた「さるなし」(別名「こくわ」「ひらくち」)の園地九〇アール弱を造成し、オーナーを募って栽培している(注10)。オーナーは一万円の出資で一五年間にわたってさるなし一本を所有することになり、栽培管理などを(有)結いに委託する。それぞれの木にはオーナー名が記されており、園地で自分のさるなしを確認することができる。オーナーはこの間、体験収穫やさるなし加工品などの提供を受けることができ、〇七年八月現在、二三〇人のオーナーによる六〇〇本のさるなし園となっている。

オーナー制を採ることによって、(有)結いは短期間に多くのさるなしを植え、日本一のさるなし生産者となる。

た。さるなしは生食用として販売されるだけではない。
 (有)結いは、さるなしのジャムやアイスクリーム(ジェラート)、「愛らぶ結う」と名付けたさるなしワインや果実酒(さるなし酒)といった商品を開発して委託製造し、特産品としての普及を目指している。

④ 観光農園

観光農園としてトマト・ジャガイモ・ナス・トウモロコシ・キュウリ・かぼちゃ・さつまいもなどを栽培し、夏と秋に収穫体験を受け入れている。地元観光業者が企画したミステリーツアーなどと提携して、のべ五千人ほどの観光客も訪れている。比較的短い収穫期間に訪れる大勢の観光客を受け入れるために、多種多様な作目が栽培されることになる。

収穫作業体験をたんなるイベントに終わらせない工夫も必要になる。農場内に設置された「動物とのふれあい広場」(ミニチュアホース、山羊、羊、ウサギ、合鴨、アヒル)、「手づくりアスレチック広場」や「キャンプ場」といった多様な自然体験の施設は、こうした農作業体験の広がりを理解してもらおうとともに、自然への新たな関心を誘うためのものであるといえよう。

⑤ 養鶏

(有)結いの鶏卵は、数量に限りがあるものの、「自然養鶏」として高い評価をえている。一〇〇羽ほどの採卵鶏

が雄鶏と一緒に平飼いえており、有精卵の可能性が高い卵が採れることになる。しかも飼料のほとんどは農場に生えている青草である。養鶏の飼料には、一般的にトウモロコシが使用されるが、遺伝子組み換えトウモロコシを排除するために、原則としてトウモロコシは与えない。草地での放し飼いに近い養鶏である。

⑥ 周辺農家からの作業受託

畑作関係の農業機械を活用して、周辺農家から農作業を受託している。農場の農地はまだ土づくりの段階にあり、すぐあとにみるように、作業受託は重要な収入源となっている。

このように主な農地利用の状況からも、(有)結いが地域の広い農地を保全し活用するために、多岐にわたる農業活動を行っていることがわかる。上記のほかにも、栽培講習会とセットにした一区画三〇mの市民農園や、乗馬クラブの敷地内への移転で始まった乗馬体験のための馬場が用意されている。さらに地目が水田となっている農地を復田することも計画されており、今後の活動展開方向が模索されている。

(2) 農産物・加工食品販売

農業生産活動に加えて、農産物や味噌などの食品の販売活動内容も広がっている。(有)結いが生産した野菜・鶏卵をはじめとして、会員農家の農産物・農産加工品や上

述のさるなし加工食品などを販売している。販路も「結いの里」の売店のほかに、十日町市内に直売所が設けられており、個人向け宅配販売、地元飲食店や学校・幼稚園の給食向け販売などへと広がっている。

なかでもすでにみたように、さるなしワイン、さるなし酒、さるなしジャム、さるなしジェラートといった新商品を次々に開発し、地元食品事業者への製造委託によって商品化を実現している。これまでなじみのない果実であるが、その味のよさに加えて新奇さ、アイデアで、地域の特産品として認知されるように働きかけている。

(3) 経営状況

これまでみてきたように、(有)結いの事業を核として、「結いの里」には春から秋にかけて一万人ほどが来訪している。それでも収益は限られているという。「結いの里」会費収入九〇万円、観光農園二〇〇万円、さるなし農園事業二五〇万円、野菜販売二〇〇万円、農作業受託三〇〇万円などで、収入は一千万円を上回るようになっていたが、平成一八年度の収益は四〇〇万円ほどにとどまっている。ボランティアの賃金確保を目指しているものの、宮沢氏の役員手当を支払う余裕はまだない。

それは収益性の高い事業がまだ育っていないからである。景観作物栽培が大半を占めており、観光事業者に依存した観光農園の料金単価も低く抑えられている。多品

種少量の畑作物栽培では管理の手間や経費も嵩み、作付け面積の拡大は難しい。食育や福祉などの交流活動から多くの収益を得ることも望めない。また活動基盤を整備する段階にあり、活動内容の展開を支えるために新しい投資が必要となり、投資資金の回収にはいたっていない。それだけにさるなし加工食品や、景観作物の菜種・そばの加工などが大きな収益源として期待されている。

(有)結いが生産する農産物・食品販売を中心に「結いの里」のさまざまな体験学習やイベントへの参加をセットにしたパッケージプランも、その総合的な活動内容をアピールした「商品」開発を目指しているといえよう。人件費を含めて活動経費をまかなったうえで、安定的に収益を確保するにはまだ時間がかかりそうである。

4、むらづくりと農業参入

(有)結いの農業参入を契機に「結いの里」は本格的な活動を展開する。構成メンバーの熱心さや経験・アイデア、他の市民団体などとのネットワークに支えられながら、農地を正式に借りて農業参入を果たすことで、「結いの里」の活動内容は大きく広がってきた。その広がりを保障し、「結いの里」の活動の持続性を確保するために、(有)結いにもとめられている機能や課題を、最後に再確認しておく。

(1) NPO法人としての有限会社

農業特区を活用した一般株式会社の農業参入は、たんなる利潤動機ではなく、地域の景観や環境、コミュニティといった地域らしさの回復・保全、さらにはそれらの積極的な意義や魅力を引き出すことが強く意識されているといえよう。非営利事業団体「結いの里」の一部を構成している(有)結いでも、農業参入の軸足は、利潤獲得以外のプラスアルファにおかれている。有限会社の設立は農業特区制度を活用する際の受け皿であったのだから、当然でもある。

しかし、NPO法人としてではなく、有限会社として農業に参入する意義も見通されていたのではないか。ほどこほどの事業収益を確保するために、商品開発や販路開拓の努力が重ねられている。事業活動の持続性を確保するためには、一定の収益が欠かせないからである。ボランティアといっても奉仕ではないという姿勢、たとえば雇用賃金だけでなく役員手当を支給していこうとする会社意識をもつことで、活動の持続性を担保しようとしている。会社組織としての投資や費用負担にたいする経済的な判断を基礎にして、住民のむらづくり活動の持続性を確保する、いわば経済的機能と社会的機能の二兎を追い続けるバランス感覚を維持することが目標とされている。それは(有)結いの、役員をはじめとする構成員の個性

のバランスと言い換えることもできそうである。

(2) 広い農地の保全・活用

放置されて土壌が劣化してしまった一〇ヘクタールあまりの広い農地とその空間を、どのように再生していくかは、(有)結いさらに「結いの里」の最大の課題である。限られた労働力と資金のもとで、新たな農業・農村空間を創造していくというミッションを背負っているということもできる。そこで水・土や生物などが育む小さくとも豊かな自然環境である水田の復田が検討課題として俎上に上っている。それは稲作が省力的で広い農地を利用する作目であることと無関係ではないだろう。周辺の耕作放棄地をさらに借り入れていく可能性、また「お米の学校」による経験の積み重ねや、最良質米産地という立地条件をふまえると、稲作の導入は現実的な判断であるといえよう。復田に要する経費負担の目処がたてば、水田はより効率的な農地の利用方法であるにちがいない。

農業生産をつうじて、広い農地とそれが広がる環境を都市住民や地元住民にとって魅力的で心いやす空間、いわば農業の多面的機能を体感できる空間へと再生することは、(有)結いの基本的なミッションである。ここでも(有)結いはそれを広い農地利用のなかで実現するという二兎を追求しなければならぬ。現実的に継続しうる農業生産の場であるとともに、景色や土・水・風、そして音、

においていった豊かな自然環境、こうした空間を創り育てている住民との交流・交歓の場でなければ、地元や遠方の都市住民が繰り返し訪れることはないからである。

(3) 都市農村交流のコーディネート機能

むらのなかの荒れた農地を再整備して農業生産活動を行い、その空間を住民共通の宝物として位置づけていく活動は、広範な都市農村交流として広がってきた。(有)結いは、いま改めて交流拠点としての機能に立ち返り、交流活動をコーディネートする機能の強化を図ろうとしている。交流活動の農村サイドの受け入れ組織という役割に終始するのではなく、都市住民と農村住民、消費者と農業生産者の共感を大事にして、相互扶助の関係を構築していく企画・連携機能である(注1)。農業実習跡地で行われている(有)結いの農業生産だけでなく、構成員(出資者)をはじめとする農業生産者や農産加工事業者とのネットワークを活用して、それらと都市住民、児童、障害者などとの結びつき方・つながり方を自立的に構築していくこうとうなのである。それはじつは農業特区にもとづいて農業参入を果たした建設会社なども共通する目標となっている。地域の社会や環境を守り、それを宝ものとして育んでいくこうとうとして農業に参入した事業者は、たとえ会社組織であっても、農業生産の効率化、収益の確保を重視しながら、ヒト・モノ・情報などの地域のさ

まざまな資源のネットワーク化を目指している。

(注1)「なぐも原・結いの里」は二〇〇七年に日本農業賞「食の架け橋賞審査員特別賞」を受賞している。受賞理由として「地元や都市部から人が訪れるようになり、これまでにはなかった観光・交流・体験の場が生まれた。また、農の持つ多面的機能を総合的に生かした地域作りを目指していること、様々な業種・年代・地域の人的交流が生まれてきている」ことが掲げられている。

(注2)「結いの里」事務局長の白井隆氏は、水沢未来塾のころから農地というフィールドに農耕・教育・福祉の活動を盛り込む構想であったという。柿田みどり「都市・農村交流も生み出した農業体験教室「お米の学校」」『月刊JA』二〇〇四年一月 参照。

(注3)新潟県は特区制度を耕作放棄地の解消のための手段と明確に位置づけて、積極的に市町村に特区制度の認定を図ってきた。木村佳弘「農業」(東京市政調査会調査室編著『検証 構造改革特区』ぎょうせい 二〇〇七年 所収 参照)。

(注4)特定法人貸付事業協定書では、農耕事業に(有)結いの役員が少なくとも一人は常時従事し、営業実態についての实地調査や報告、協定違反のばあいには使用貸借契約の解除および土地の原状回復が規定されている。

(注5)農業参入後、使用貸借権は一年ごとの更新となっている。ただし、協定は来年度から自動更新になる予定である。

(注6) 白井氏の「お米の学校」の活動内容は、前掲榎田(二〇〇四)が詳しく紹介している。

(注7) (有)結いは二十七名の出資、資本金四一〇万円で設立された。なお、「結いの里」は法人格をもたない任意団体で、正会員(年会費一〇、〇〇〇円)五五名、準会員(同三、〇〇〇円)四三名、協賛団体(同二〇、〇〇〇円)二二団体(〇七年八月現在)で構成されている。

(注8) 各事業部と関連性の高い活動や「結いの里」としてのお祭りあるいは勉強会といった活動には、組織全体で取り組んでいる。

こうして夏休みの「子ども農作業体験」・宿泊農村体験「ガキ大将わんぱく講座」や、市民交流イベントの「ジャンボかぼちゃコンテスト」、「結いの里大学」はメンバー総出の活動となっているといえよう。

(注9) (有)結いの業務は上述の宮沢氏が統括し、農場での作業は有機農業を専門的に勉強してきた生産部長が常勤として担当している。

(注10) さるなしはマタタビ科のつる性落葉樹で、ニュージーランドのキウイフルーツの原種が中国のさるなしであるといわれている。ナシに似た芳しく甘い果実が秋に熟し、山に自生しているさるなしの実は生食・シロップ漬け・果実酒などとして以前から楽しまれてきた。全国のいくつかの山あいの町村で、自生しているさるなしの実やそれを加工したジャムやワインなどが販売され、珍しい特産物となっている。もっとも、自生するさる

なしは木の高いところに実をつけるので採取が難しく、さらにつるが木に絡みついて生長するので刈りなどで刈り払われることもおおく、資源量が急速に減少しているという。(http://www.sansai-kiokko/sarunashi.htm 参照)

(注11) 小峰園子氏はエコミュージアムづくりとしての地域博物館を、都市農村交流のコーディネーターとして位置づけている。都市農村交流には都市住民と農村住民が交流に踏み出す契機がある。都市住民が農業・農村の魅力を理解して、楽しみ、活動していく「場」を設け、農業・農村のひとたちとともに活動し、いつのまにか代理の役割を果たすことができるような都市住民が現れるような仕組みづくりが欠かせないという。この指摘は、受け皿としての交流組織からの自立を意識しはじめている(有)結いの問題意識と重なることが多い。詳しくは、小峰園子(〇月)都市住民の農村交流の広がり(本誌六七二号 二〇〇七年一〇月)を参照されたい。

NPO法人の農業参入実態

—愛知県長久手町の事例から—

東京大学教授 加瀬 和俊

はじめに

名古屋市と豊田市の間にくっつかの町があるが、人口四万人強の長久手町もその中の一つである。当町は二〇〇五年に開催された日本国際博覧会（愛・地球博）の開催地であったが、大都市に隣接しながら農地・自然を残している地域であり、財政力に支えられて名古屋市に吸収されることなく独自の行政を展開している。

この小文で取り上げる「田園バレー（valley）事業」は、「市街化された都市と自然豊かな田園の両面をあわせもつ」地域を作り、「農のあるくらし、農のあるまち」を実現するための施策として町が主導しているものである。

1 田園バレー事業と農業参入支援策の経過

田園バレー事業は、都市近郊の溪谷として、地域の環

境を發展させようとする事業と言えるが、その内訳は、①市民農園の運営、②農作業体験講座（長久手農業校）の開催、③法人形態での農業新規参入の支援、④農産物直販所・パン工房・ふるさとレストランを含む交流施設「あぐりん村」の運営の四つである。

この事業を担当する町役場の田園バレー事業課の体制は、職員が五人であり、そのうちの一人はこの事業のために中途採用された農業経験者であって、二〇年間にわたって有機農業の実績を持っている方である。技術指導を含めて町が新規農業参入者と密接なつながりを持っているのは、こうした職員配置についての配慮が効いていると判断される。

このうち、新規農業参入支援については、以下のような状況判断にもとづいて実施されている。すなわち、現状は地価の高い大都市近郊域でありながら、農地がまともに存在しているが、農業を担う人々の減少によって

耕作放棄地の増加が続いている（約30ha）。こうした状況の下で、誰かに農地を利用してもらって良好な状態に維持しておきたいと希望している農地所有者が少なくないが、彼等は処分の自由を含めて所有権に手をつけられないことに対しては強い拒否反応を示すので、その点について安心感を与えなければ農地を活用することができない。他方、名古屋市・豊田市で働いて引退した人々等の中には、自然と共生し農作業を含む田園生活を楽しまないと考えている人が少なくないし、地元の企業・団体のうちで農業経営を行なう意思を持っているものも存在している。

こうした農地に対する需給両面の状況を考慮して、町が農地所有者と利用希望者の間に立って農地の貸借を仲介し、地主は町に対して農地を貸し付け、利用者側は特定非営利活動法人等を組織して町から農地を借り入れる方式が採用されている。この方式は法制度的には、二〇〇三年に構造改革特区の農地リース制度としてスタートし、二〇〇五年九月から改正農業経営基盤強化促進法によってそれが全国化されたものである。貸借期間は五年、小作料は反当たり七〇〇〇円を原則としている。

田園バレー事業は市民農園も含んでいるが、NPO法人による農業参入方式は市民農園とはかなり異なっている。第一は、農地利用希望者に最低限必要な農業の基礎

知識を習得してもらおう体制を行政が作っていることであり、農業校の発足がそれである。市民農園では、農地を使えることになっても時間がとれず、あるいは基礎的な知識がないために簡単には作物が作れないことがわかると、結果として耕作放棄と同様の状態になってしまいうことが少なくないが、そうした状況を避けるために最低限の知識と経験を得ることができるようになっているのである。なお、すでに農業技術を持っている者の場合には、農業校を経由せずに町から農地を借りることもできる仕組みであり、農家出身者等が組織している有限会社は現にこのコースをとっている。

農業校の現在の仕組みは、履修期間は一年間で、毎週水曜日の九—二時に実習を行い、月一回は講義を受けられる形である。履修者は毎年三〇人位であり、二〇〇四年度から開始して今年が四年度目に当たっている。町が担当職員を置き、指導員としては愛知県農業試験場のOBや農家が参加している。

受講者については年齢等で制限することはないが、定年退職者と主婦が中心になっている。農業参入を意図している若い人にとっては物足りない内容であるらしく、町としてもプロの農家をめざす者は岡崎の農業大学校等に行くべきであろうと考えている。

市民農園と異なる第二の点は、農地利用希望者が個々

に農地を借りるのではなく、複数の希望者が集まって法人を作り、この法人が町との間で農地の貸借契約を取り結ぶという形式をとっていることである。これは上述の全国的制度に合わせた仕組みである。

なお、田園バレー事業の一環としての農産物直販所は、町内および近隣地区の農家から商品供給を受けており、販売額の一五%を手数料として受け取り、売れ残ったものは持ち帰ることになっている。出荷者は現在一一五戸で、うち町内居住者は七〇戸である。

2 新規参入法人の実際

ここでは現在までにこの事業で農業に参入した法人の実例を確認しておこう。

① まちのお百姓さんの会（日進市の特定非営利活動法人、二〇〇五年八月から。使用貸借三年で三〇六四平米を利用）。名古屋のめいきん生協の会員が二〇〇五年四月にNPO法人の認定を受けて作った団体であり、野菜の露地栽培を無農薬・無化学肥料栽培で行っている。二〇〇五年度には三〇名が参加した。

② 長久手楽楽ファーマーズ（長久手町の特定非営利活動法人。二〇〇六年八月から。賃貸借および使用貸借五年で三三四五平米を利用）。農楽校の二〇〇四年度の修了者を中心とする団体であり、各人に区画を分けず、共同

作業で野菜の露地栽培を行っている。

③ 有限会社A（愛西市。二〇〇六年九月から。賃貸借および使用貸借五年で二四二二平米を利用）。愛西市の自営農家（労働力は家族のみ）で地元でも三反やっているが、それ以上の農地が見つからず、県に相談して、県から長久手町の事業を紹介された。

④ 有限会社B（名古屋市。二〇〇七年六月から。賃貸借五年で四三二九平米を利用）。家族に雇用者若干名を加えた食品廃棄物処理業者であり、農業分野では野菜の露地栽培とハウスでのカーネーション作りを行っている。

⑤ エコ農園（名古屋市の特定非営利活動法人。二〇〇六年九月から）。特定農地貸付法によって五三四五平米を借りて市民農園一八七区画を運営している。

見られるように、最も早く参入したもので二年、その他のもは一年の実績しかないのに、未だ確定的な評価は下しにくい段階であるが、町としてはいずれも事前に提出した計画に沿って農地の有効利用を進めていると評価している。

ところで、現に貸し付けられているのは町内で次の二地区である。

A地区：一九九六年まで桃園だった。現在は三三haの農地のうち二〇ha程度が遊休化している。田園バレー事業課が「農業参入エリア」として借地の斡旋に努力して

いる地域であり、上述の農業校、楽楽ファーマーズ、ま
ちのお百姓さんの会等、いずれもこのエリア内にある。

B地区：二〇〇〇年に土地改良事業が完了したが、農
地一〇haのうち六haが遊休化している。万博の駐車場と
して借り上げ対象となり、その後返還された農地であっ
て、ここは市民農園エリアとされている。

3 長久手楽楽ファーマーズの場合

上で見た諸法人のうち、今回訪問させていただいたN
PO法人・楽楽ファーマーズについて、うかがった内容
を整理しておく。

この団体は二〇〇四年度の農業校の受講者が一年間の
コースを修了してから農地を借りて農産物を作る意思で
集まり、町に申し出たところ、法人を作ればそれが可能
になるという説明を受けて、二〇〇六年八月に発足させ
たものである。農業校で知り合いになった受講修了者だ
けを会員にする腹積もりであったが、NPO法人は参加
者に制限をつけてはならないとの説明を受けたので、会
員を公募し、隣村の人も含めて一人で発足し、その後
希望者が増えて現在は一五人になっている。一五人の内
訳は、八〇歳を超えた者が一人、他は六〇歳代、七〇歳
代が中心で、女性は四〇歳代の二人がいる。農家の息子
が一人いるが、他の全員は農家出身ではなく、農作業の

経験もなかった。なお、会員は個人単位であって夫婦で
の参加者はなく、会員の奥さんが手伝いに出てくること
もないという。

こうしてNPO法人が認可されたので町に農地の斡旋
を依頼し、農業校の隣接地に三反（連続した三区画）の
農地を借りることができた。発足前には各自の区画に分
けて別々に作業することが想定されていたが、水はけ等
の点で農地の条件が場所によって相当に違うことがわか
ったため、区画することなく一つの農園として全員の共
同耕作方式をとることにしたという。このため、春と秋
に作付検討会議を開いて作付品目を決定し、作物ごとに
責任者・分担者を定めて緩やかな分担制を取り入れている。
農業技術については、農業校の関係者、町の担当職
員、近在の農家等に聞くことが多い。

農作業は週三日（月水金）、それぞれ午前中三時間であ
る。作業への参加は任意であるが、参加者の記録は残し
ており、通常の出席者は七―八人であるという。参加者
は自家用車で来るが、いずれも車で一〇―二〇分の範囲
に住んでいるという。

農機具は、中型耕運機一台を廃業農家からもらって活
用しており、購入したものは芝刈機程度である。さしあ
たり、畝間を耕すハンディーな耕運機が欲しいという。
農作業の目的は「土いじりを通じた健康維持と暇つぶ

し」と自覚されており、生産物は自家消費が中心である。しかし会員だけでは食べきれないのでそれぞれの会員が近所に分けていたが、高価なお返しをもらったりしたため、近所に分けることは案外難しいことがわかったという。町からは直販所に出荷するように勧められているので、少しずつ出すようにしている。

販売はこの直販所に出すだけであるが、その値段は本職の農家の人の迷惑にならないように、ほぼ同じ水準にしている。売れない分は引き取る約束であるが、今のところほぼ売り切れている。販売額は昨年度は二〇万円程度で今年は一五万円ほどを予定しているが、これに対して全体の作業のための経費支出は年間四〇万円ほどであるという。しかし、販売行為をしたことによって、利益の有無にかかわらず、外形標準方式で法人住民税が県税で二万円、町税で五万円かかることは不合理であると感じている。赤字分および税金分は一人当たりの年会費三万円で埋めている。

金銭的には恵まれた人が多いと見受けられ、農場の駐車場に並んだ車は外車を含む中大型車が多かった。しかし、会費以上には現金支出をしないように心掛けており、その意味で売上金は役立っている。

生産物の大半がそれぞれの自家消費に向けられるので、当然に有機農業への関心は高いが、自分達の技術水

準では無農薬では作物ができないと判断し、減農薬水準に止めている。

以上のような説明を丁寧にして下さった山田さん（理事長）、中村さん（副理事長）に、参加にいたった個人的な経過についても質問させていただいた。山田さん（一九四一生まれの六六歳）は、子供の頃から農業に興味を持っており大学も農学部を希望したが、農業では食べられないというアドバイスに従って工学部へ入り、商社でサラリーマン生活を送った。一九六九年に結婚した時点で将来住む積りで長久手町に宅地を購入しておき、定年になってから住居をそこに定め、農業校の案内を知って参加したという。また、中村さん（一九三二年生まれの七五歳）は、新聞記者として大阪・名古屋に勤務しており、名古屋が気に入って一九七五年頃に家を取得し、以後は大阪等に単身赴任の形で勤務し、定年でここに戻ってから農業校に参加したという。

会員の職業経験はバラエティに富んでおり、作業小屋作りには大工さんが、ホームページ作りにはその経験者がというように、それぞれの得意分野を分担しあっているとのことであった。なおホームページには作物の植え付け体系、作業関係日誌、取材の記録、その他、参考になる記事が多いので、一見をお薦めしたい

(<http://www.jm6.aita.ne.jp/~hysweare/>)。

まとめ

この事業を評価し、その経験を生かすために、若干の論点にふれておきたい。

第一に、法人であれば農地を借りられるというこの仕組みで、建設業者の資材置き場になったり、産廃物資の投棄場所になるという不都合は起きないであろうか。産廃業者の土地借入要望も全く無いわけではないようであるが、田園バレー事業課が農作業実施の可能性を慎重に調査し、さらに農業委員会がチェックをする体制になっていること、土建業は当地では景気が良く、農業への進出希望は少ないこと等の事情が、今のところ、その危険性を現実化させていない。加えて過疎地とは異なって、人の目に触れやすいこと、農地所有者が強い所有者意識を持って見回っている場合があること、問題が生じれば直ちに役場が対応する体勢になっていること等の事情も、この危険性を減殺する役割を果たしているように思われる。

第二に、耕作放棄地がこの事業によってどの程度活用されるようになるかについてである。事業が開始されたばかりの現在は、さしあたり少しずつ面積を増やして行くという現実的な姿勢をとることが妥当であるが、三〇haに及ぶという町全体の耕作放棄地に比較してこの事業

の対象となった農地は二ha弱に留まっている。この事業がさらに拡大する可能性があるのか否かが、農業参入希望者、農地所有者の実態にそくして検討されなければならないだろう。

さて、本事業は、財政力が相対的に豊かな自治体が一定の負担を甘受しながら行政主導で実施しているものがあり、一般の財政難の自治体が簡単に模倣できるものではない。また、NPO法人の参加者も「農のあるくらし」を求める経済的にも時間的にも余裕のある人々である。とはいえ、そうした人々の農作業参加希望が確実に増加する趨勢であることを考慮し、この経験を注意深く見守りたいものである。

定年退職者による遊休地の活用を図る 豊田市農ライフ創生センター

日本大学教授 小林 信一

1、センター設立の目的と特区

豊田市農ライフ創生センターは、『定年退職者などを新たな農業の担い手として育成し、「生きがい型農業」の実践を支援することで、遊休農地の活用と高齢者の生きがいづくり』（農ライフ創生センター事業概要より）を担うことを目的として、平成一六年四月に豊田市とあいち豊田農協を運営主体として創設された。トヨタ自動車の本拠地である豊田市では、団塊の世代の大量定年退職によって年間約三〇〇〇人が第二の人生に踏み出すと見られている。また、豊田市でも農業の担い手の高齢化と減少は例外でなく、農地の遊休化・荒廃の進行が危惧されており、この二つをうまく結び付けたいとする意図がセンター創設の原動力になった。

センター創設に至るまでに、豊田市は平成七年に策定した「豊田市農業基本計画（二〇〇五豊田アグリビリティ

イ・プラン）」に基づき、一〇年度には「親子農業体験スクール」、農協による「市民農園」の開設、一一年度「豊田市農村塾推進協議会」設立、一二年度から一五年度まで「とよだ生き生き農業塾」の開設などの実績を積み上げていく。さらに一二年度に策定された「第六次豊田市総合計画」によって、「豊田市生きがいづくり推進協議会」とその答申に基づく「高年大学」（一四年度から、環境農学科）を開校し、また平成一五年には「豊田市農業に関する意識調査」を行い、その年に市内の企業、労働組合、農業者、農業団体、商工会議所、区長会、職業安定所、農政局、県などを網羅した「営農支援センター設立準備会」を設立した。

そして平成一五年一月に規制緩和の第二次要望で「営農支援特区」として、農地法については、①下限面積の緩和（四〇aから一〇aへ）、②市の農地取得、特定農地貸付法では、①貸付面積の上限廃止（一〇a未満の廃止）、

②菜園での収穫物の販売容認を要望した。その結果、国からは、①農地法の下限面積緩和は特区で対応、②収穫物の販売については、全国一律で要件緩和、③市の農地取得については、現行法で対応、④貸付面積の上限廃止は法の趣旨に不適合、との回答を得た。

それを踏まえ平成一六年一月に「農ライフ創生特区」を愛知県、豊田市の共同で申請し、三月に認定された。その内容は、「市民農園の開設者の範囲拡大」、「農地取得後の農地の下限面積要件緩和」の二つであった。その後、下限面積の要件緩和については平成一七年九月に全国展開となったため、同一年一月に認定が取り消されている。平成一七年四月には、周辺六市町村の合併で新「豊田市」が誕生し、愛知県では名古屋市に次ぐ人口規模の都市となったが、下限面積要件緩和は旧豊田市以外には適用されていない。

2、センターの機能

センターの機能は主に四つあり、一、農作物栽培技術の研修、二、農地の仲介、三、農家での働き手（援農希望者）の斡旋、四、研究開発となっている。つまり、農業をやってみたい定年退職者などに農作物栽培のノウハウを実地で教え、その修了者に対し農地を斡旋し、また必要に応じて研修の過程や終了後に、農家での働き場所

を斡旋する。さらに、市が推奨する農作物や、農家が新たに組み組む希望を持っている品種の研究、農産物の加工品の開発などを行うことで、新規就農希望者の就農を支援する一連のシステムとなっている。

研修コースは表一の通りだが、本格的な新規就農を希望する人向けの「担い手育成コース」と野菜づくりを体験したい人向けの「旬の野菜づくりコース」、栽培と調理研修を合わせた「育てて食する下山体験コース」が用意されている。このうち「担い手育成コース」は「畑科」、「田畑科」「果樹科」、および平成一八年に新設された二箇所別の研修施設で始められた、農産物直売所などへの販売を念頭に置いた「地産地消科」（高岡研修所）、中山間地帯での就農希望者を対象とした「山間営農科」（下山研修所）がある。

センターの施設は、農協の倉庫、敷地を借用して設立された本センター（農場約二・六ha、果樹園約二八a）、農協の旧Aコープ店舗を利用した高岡研修所（農場約四〇a）、廃校になった小学校を活用している下山研修所（農場約六五a）で、市職員六名（うち臨時職員二名）、農協職員二名の合計八名で対応している。

予算規模は人件費を除いて約四千万円（人件費は市、農協がそれぞれ負担）で、主な支出項目としては、農機具整備費千万円、土地等賃借料約七二〇万円、消耗品五

表1 研修コース一覧

	対 象	科 目	定 員	受講期間	受講料
担い手づくりコース (センター)	所有地又は10a以上の権利取得農地で、自作・農家への援農を希望し、農業所得を得たい65歳以下の人	畑科、 田畑科、 果樹科	各科12名	2年間 (週1回)	年1万円
担い手づくりコース (高岡研修所)	所有地又は10a以上の権利取得農地で、直売所等への出荷を希望し、農業所得を得たい65歳以下の人。	地産地消科	各科12名	2年間 (週1回)	年1万円
担い手づくりコース (下山研修所)	所有地又は10a以上の権利取得農地で、山間地域での、自作・農家への援農を希望し、農業所得を得たい65歳以下の人。	山間営農科	各科12名	2年間 (週1回)	年1万円
旬の野菜づくりコース (センター)	小規模な貸し農園(市民農園・家庭菜園)で、自家用・趣味程度に作物を栽培してみたい人。	春夏野菜科 秋冬野菜科	各科30名	約4か月 間(月1回)	各科5千円
育てて食する下山 体験コース (下山研修所)	下山地区の特産農産物を栽培し、加工して味わいたい人。	—	15名	約8か月 間(月1回)	1万円

六〇万円、講師謝礼四三〇万円などで、人件費を含めた総額は約一億円である。一方、収入は受講生からの講習費(担い手育成コースの場合は年一万円)一八六万円、農産物販売額三〇万円、修了生への農機具貸出費四万円の二二〇万円なので、ほぼ一億円の持ち出しとなっている。

3、研修生

研修生は、市内で就農又は援農を希望する六五歳以下の健康で、二年間の研修をまっとうできる意欲がある人」を対象としている。各コースの定員は、担い手育成コース各科一二名の合計六〇名、旬の野菜づくりコース(春夏野菜科、秋冬野菜科各三〇名)、育てて食する下山体験コース一五名となっている。担い手育成コースは二年コースなので、研修生は合計一二〇名となる。担い手育成コースの応募者は、第一期は本センターのみの募集だったので定員三六名に対し三六名だったが、二期以降は定員六〇名に対し六二名、六六名、七五名と増加している。希望者には面接を行い、適格性などによって選抜しているそうだが、多くの場合農業を本格的に行う意思と希望がはっきりしているか否かを基準にしており、「旬の野菜づくりコース」などの趣味程度の農業を対象とするコースに回ってもらうこともあるという。

表2 研修カリキュラム

教科	内 容	
基礎教科	土壌分析と施肥設計、病虫害防除、植物の生理・生態、農機具の取り扱い、農業経営、営農計画の立て方等	講義主体で各科共通(全員受講)
専門教科	土壌改良、施肥、は種・定植、病虫害防除、除草、収穫、販売、農家・農業施設の見学等	実技主体で、内容は科目によって異なる
実践栽培	2年目に一人当たり約200㎡の区画を割り振り、受講生自身の責任と管理で耕作。管理状況や作物の出来栄等を判定する。	対象は、農地のあつ旋を希望する人のみ

受講者の六割はトヨタ関連会社の定年退職者とのことで、当初の狙い通りの面もあるが、若年者も含め定年前の青壮年の応募もあり、本格的な農業経営を目指す受講者も二割程度存在する。また女性の比率もほぼ二割で、地元の兼業農家出身者が、定年後に自分の家の農地の耕作を始めるケースもある。ちなみにトヨタ自動車やその関連企業などは、センターの活動に一切係わっていない。

研修生は週一回センターに通って、午前九時からの二〜三時間、実習を主体とした講義を受ける。座学は年数回のみで、主体となる実習は専業農家が教師となって進める。研修二年目には、受講生が各自二〇〇平方メートルの農地を与えられ、実際に自己責任で農産物の栽培を行う。その圃場の利用状況や管理状況は審査され、修了の重要な要件になるという。

4、修了生の状況

現在までに一期三一名、二期三六名の合計六七名が担い手育成コースを修了しており、そのうち一八、二〇名の合計三八名が新規就農、一四名が自己所有農地での就農を果たしている。その他の卒業生は、農家や農業生産法人への就業、手伝いなどとなっている。入学したものの、修了までに至らなかった受講生も七名いるが、大半は病気による中断だという。

一、二期修了生のうちセンターが農地を仲介したのは三九名、約九・六haで、一戸当たり二四・六aであった。ちなみに標準小作料は一〇a当たり水田九〇〇〇円〜一二〇〇〇円、畑六〇〇〇円である。就農を果たした修了生のうち農協の生産部会に加入しているのは一五名で、イチジク六名、なす三名、イチゴ、米各二名、山間菊、スイカ各一名だが、四〇歳以下も四名いる。

農業所得の目標額は、青壮年の農業専業の場合は六〇〇万円、高齢者では一〇〇万円であるが、現実的には就農二年目であることもあり、まだ目標を達成したものは少ない。農業専業の可能性がある作物としては、イチゴ、

表 3 1. 農地仲介 (1 期生)

対象		手続済	手続中	手続予定	未定	仲介面積 (㎡)
科目	人数					
畑科	3	2	0	0	1	3,589
田畑科	11	10	0	0	1	27,919
果樹科	4	4	0	0	0	8,370
計	18	16	0	0	2	39,878

(2 期生)

対象		手続済	手続中	手続予定	未定	仲介面積 (㎡)
科目	人数					
畑科	7	2	0	2	3	22,227
田畑科	8	4	0	2	2	19,391
果樹科	6	1	0	4	1	14,584
計	21	7	0	8	6	56,202

2. 就農状況

期別	科目	人数	所有農地	新規就農	援農	その他
1期生	畑科	4	0	3	0	1
	田畑科	14	3	10	0	1
	果樹科	13	4	5	1	3
	計	31	7	18	1	5
2期生	畑科	11	4	6	0	1
	田畑科	13	4	8	0	1
	果樹科	12	2	6	4	0
	計	36	10	20	4	2

5、新規参入の問題点

ナス、スイカなどがあげられている。新規就農の資金については、就農支援資金を借り受ける修了生はいるが、なるべく県市助成金を合わせて自己負担は一割程度にしている。定年退職者の場合は、大部分が自己資金で対応しているというのであった。

新規参入者は、農業は自分一人で行けると考えがちで、そのことで地元と摩擦が起こるときがある。水路、農道の整備共同作業への不参加や、早朝、あるいは晩遅くまで農作業を行って迷惑をかけるなどということもあったようだ。こうした点についてもセンターの研修で教えてほしいといった要望も寄せられたこともあった。また、本格的に農業で生計を立てていこうという青壮年にとっては、週一回午前中のみ研修では不十分で、農家に実習や手伝いに行っているものもある。こうしたことから、農業専門を目指す新規就農希望者向けのコースを新設することも検討中とのことであった。

有機農業を希望する人もいるが、まずは農薬・化学肥料を使った慣行農業を学んでもらうことから始めている。研修終了後に有機農業を目指すことはかまわないが、周辺農家との摩擦を考慮して、農地の幹旋は行っていない。

農業機械は有料だが低価格で貸出を行う制度があり、修了生は機械への投資を行わずに農作業が行える。しかし、今後修了生の増加を考えると、修了生同士で機械銀行などを組織して保有することや、農家に眠っている中古機械の回収も考える時期に来ている。また、修了生に対する技術的なフォローアップは、農協の生産者部会が行っている。販売については直売所が市内に約二〇箇所あり、そちらで対応している。

6、農ライフ創生センターの意義と課題

農ライフ創生センターは、定年退職者の生きがい確保と遊休農地の活用という一石二鳥を狙う施策としてユニークである。新規就農にとって不可欠な技術の習得と土地の確保をセンターがシステムの提供・斡旋することで、新規就農への熱意だけでは越えられなかった就農へのハードルはかなり下がったといえる。ただし、定年退職者に焦点を当てたことは卓見ではあるが、遊休農地の持続的管理という面では今後課題を残すと思われる。定年退職者の場合では、新規就農を六五歳の時に果たしたとしても、体力的にせいぜい一〇年間継続するのが限度だろう。面積的にも徐々に減らさざるを得ないかもしれない。また、団塊の世代後には、そうした定年退職者も減少していくことを考えると、定年後の新規就農者の育

成と同時に、あるいはむしろ青壮年の新規就農者の育成に本格的に取り組む必要があるのではないか。現在までも、そうした新規就農者が存在していることを考えると、公的機関が仲介し、システムを作ることで、希望者の掘り起こしはまだまだ可能性があるだろう。

新規就農者を個人として受け入れる他に、新規就農者の受け皿となる法人経営を創設するという方向も考えられてもよいだろう。折しも、農業の担い手や産地と消費者を結び取組みへの支援を目的に有限責任中間法人JABANKアグリ・エコサポート基金が、農林中金の一〇〇億円の拠出によって一〇月に設立され、その理事長に元トヨタ自動車社長の奥田碩氏が就任した。トヨタ関係者が研修生の六割を占める現状に鑑みると、トヨタの何らかのコミットメントがあって然るべきとも考える。

この他に、センター自体もこれまでの実績を踏まえ、以下の点を課題と上げている。①青壮年の新規就農者には不足で、兼業農家の研修生には長すぎる研修期間と研修内容を、研修生の目的に合わせて再編すること、②高年大学環境農学科など類似の組織との一元化、③特区で認定され、希望者も多いにもかかわらず、いまだに実現していない民間市民農園の開設、④増加する市外在住の受講希望者への対応などである。課題は多いものの、この先駆的な取り組みが、今後も発展することを期待する。

頸城山間の特区分区参入企業

東京農工大学名誉教授 梶井 功

はじめに

私は、法の例外地区をつくって施策をテストする特区方式という行政手法が、行政手法として正しいのか、始まったときから多大の疑問を持っていた。特に、株式会社の農業参入容認に当たって、農地法の理念との整合性を図るために、制度の枠内でのギリギリの改正(〇二・一一「経営の法人化で拓く構造改革に関わる有識者懇談会」報告書「農地制度に関する論点整理」での表現)をしたばかりなのに、僅か二年後にその「ギリギリの改正」の努力を嘲笑するかのようになり、農地法の例外として一般株式会社の農業参入に道を開き、それを翌年には充分な実績の吟味もなしに一般化したというその経過に、財界の要望する株式会社農地取得容認を「段階的に」(本誌〇七・九月号で指摘しておいたようにこれ自体、財界が要求していたことだ)すすめるための欺瞞的経路のスタ

ートラインとしての特区という印象を植えつけられ、不信感が否めなかった。

が、今回の調査で、特区方式が「農」を中心とした地域おこしに意欲をもつ農業者以外の人々に活躍の場を与えることになっているのを見させてもらって、特区一般化を安易にすすめることにこそ問題があるのだということ、特区方式は特区方式としてその充実を図る政策にすべきなのではないか、と認識をあらためた。その感想を記しておくことにしたい。

(1) 特区制度への不信

〇二年制定の構造改革特別区域法でリース方式での一般株式会社の農業参入が認められたのであるが、それは「現に耕作の目的に供されないと見込まれる農地：その他その効率的利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認められる地域について」と法に規定され

域の農業者だけでは「困難」というのでは、意味するところがずいぶん違うと私などは考える。地元の農業者などが、手におえませんと音をあげてしまっている特別なところに特例的に実施するのだという、実施地域についてのきびしい限定方針が、「では：解決できない」にはこめられている。が、「だけでは：困難」という言いかたになると、地元の農業者がまだ頑張っているのに、その努力を軽視乃至無視しての、彼らだけでは「困難」だろうという行政の恣意的判断をも許しかねないことになろう。くわえて、特区のときには、遊休農地のみが対象だったが、改正経営基盤強化法では、遊休農地だけではなく「遊休農地となるおそれがある農地」をも含めた「要活用農地が相当程度存在する区域」で行なうことになっているから、現在耕作されている農地までも対象になるというちがいががある。どう見ても「考え方は同じである」などとは言えないだろう。

と言った点を踏まえて、私は、改正基盤強化法が成立した直後に全農林から刊行してもらった「構造政策の展開と農地制度」(〇六・一刊)のなかで次のように指摘しておいた。

“おそれがある”とは、現在耕作はされていることが前提になっていえる言葉だから、農業内部での対応では……解決されない”状況にはまだなっていない

い農地になる。特定法人貸付事業の対象地は、特定法人だけが利用主体になれるのではなく、特定農業法人も、そして農地保有合理化法人の判断如何では一般農業者も利用主体になれることになっている。ということとは「農業内部での対応では……解決されない」ことは前提されていないことを意味する。これは重要な意味をもつ。

「農業内部での対応では……解決されない」状況にある土地での営農である、ということが、農地法の例外として一般株式会社に営農を認める根拠だった。だから農地法が適用されない例外だとすることは農地法改正としてはなく、特区法第一六条で規定されていた。その根拠を崩してしまったのである。そして農地法がよって立つ耕作者主義に反するこの特定法人の農業経営容認を、今回の改正では農地法改正(第三条二項二の二号)で行なっている。

農地法は、今回の改正で耕作者主義を自壊させる獅子身中の虫を育てることになったというべきかもしれない。

今年に入って、その「獅子身中の虫」は動き始めたようだ。八・二三読売新聞が「企業の農地借用自由化 来年度にも規模拡大を推進」という大見出しで一面トップを飾った記事がそれである。「所有と利用を分離」した

上で利用は一般株式会社への参入も自由にする、という〇七・八「農地政策の見直し」のなかで農水省が示した構想をコンパクトに報道したものだ、「農地政策の見直し」の表現では次のようになっている。

“貸借については、機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込みである場合には原則許可”

“所有については、農地を適切に利用する見込みであることに加えて、農業生産法人制度・農作業従事要件を堅持”

辛うじて残していた「地域の農業者だけでは……困難となっているような区域」という区域限定もやめるといふのである。その先には「利用を妨げない限り、所有権の移動は自由」（経済財政諮問会議「グローバル化改革専門委員調査会第一次報告」）が、そんなに時間をおかないで続くのである。耕作者主義農地法の放棄である。

(2) 新たな道を切り開いてくれる

“パイオニア”としての特区参入企業

特区制度に不信感を持ったのは、特区をスタートにしての以上のような農地政策の変容ぶりに危機感を持たされたからだ。今回の新潟、愛知の特区に参入している企業で、地域の農業者と一体になって、まさに地域の「農」の確立のために頑張っている企業がある――い

や、そういうことをやるためにつくられた企業があることを知り、そういう企業が「農」で活動する契機に特区制度が機能したことを知った。特区制度はそれなりの意味があったのである。それなりにあったその機能を充実させることなく、性急な一般化に走ったことが問題なのだと思われ知られたのだが、それを考えさせられた事例としてまず、上越市のファーストファーム株式会社についてふれておこう。

ファーストファーム株式会社

この会社は特区参入のために設立された会社である。つくったのは、今、代表取締役をしている蓑和章氏だが、蓑和さんは旧浦川原村役場の職員だった。社会教育主事として村の公民館に勤めていた。特区の話が出たとき、蓑和さんの頭にすぐに浮んだのは、村内の山の中に放置されて久しい放牧場跡を活用して、地域起しの事業ができないうか、ということだった。

旧浦川原村と旧三和村にまたがって繁殖牛のための約一〇haほどの個人の牧場があり、肉用牛の放牧場になっていたのだが、二〇年ほど前に牧場主が破産、競売にかげられたその牧場は旧三和村のものになっていた。旧三和村は牧場を取得したものので全く利用せず、建設廃材の捨場所になっていた。山頂の眺望のきく観光牧場な

どにしたらうってつけのところなのに、である。早速、呑み仲間の旅館業を営むHさん、行政書士のOさん、酒造業を営むTさん、農業を営んでいるWさんらに、やろうじゃないかと話しを持ちかけた。Wさんはかつては肉牛六〇頭を飼ったことがあり、今は一haの水田を耕作している。技術面はもっぱらWさんの「知恵を借りる」つもりだった。

蓑和さんは、実は地元で建設業を営む蓑和土建株式会社社長の長男であり、牧場建設業務はむろん蓑和土建にやってもらえる。話がまとまり、蓑和さんは役場をやめ、特区での観光牧場運営に専念することになった。

旧三和村が取得していた旧牧場のうち浦川原地籍に属する約五haで特区事業を始めることとし、前記五人に蓑和土建を加えてファーストファーム株式会社を立ちあげたのである。一株五万円、五人は八株づつ、残り一六〇株を蓑和土建が引受けた（〇三・九・一二設立）。

会社設立目的には、一、農業及び牧場の経営、二、果樹園、貸し農園の経営、三、山林の経営、四、漁業及び水産養殖業、五、農産物、水産物、畜産物の加工及び販売、六、酒類の製造及び販売、七、飲食店業、八、不動産の賃貸、管理、売買及び仲介業、九、古美術品の販売及び画廊の経営、一〇、アニマルセラピーのための小動物の賃貸業、一一、土木建築工事の請負及び工事の施工、

一二、前各号に付帯する一切の業務、と観光牧場を中心にやれそうなことすべてがといていいほどの事業、がならべられている。

このうちの六、酒類の製造及び販売はむろんTさんの会社とのタイアップによるものだが、牧場のほかに耕作放棄されていた山間の棚田も引受け、そこに酒造好適米「越淡麗」五百万石を栽培、それで「特区酒」をつくり、販売している。水田は〇四年一・四ha、〇五年二・七ha、〇七年四haと拡大しており、七haぐらいは引受けなければならなくなるのではないかと予測している。

牧場のほうは、〇三年から始めており（産廃資材の掘出し、運搬処分には蓑和土建の工事能力が物を言った）、実測四・七haの牧場に、ポニー四頭、ロバ一頭、山羊三八頭、羊一五頭が放牧されている。山羊、羊は児童教育用に小学校へ貸出しもされている。

〇五年「ヤギミルク工房」を建設、ヤギさんのジェラード、「ヤギさんのバター」の加工販売を開始、またトイレモーターを飲食店に改造、「カフェテラスファーム」を開店営業している。水田を利用してのエビ、ドジョウ、タニシの養殖も〇五年から始めている。

〇四年果樹オーナー制でブルーベリー、イチジク、シーベリー、マルベリーを植栽、〇六年から収穫が始まっ

頸城建設株式会社

ている。

浦川原で特区に参入した企業には、もう一つ頸城建設株式会社がある。奥深い山間のこの特区でも、最盛期には年間一六億円の事業収入があった。が、今は年間八億円の事業しかなく、最盛期には八四名いた従業員も四七名（男三九名、女八名）に減らさざるを得なくなっている。今の建設事業の受注状況だと、仕事は三〇名でこなせるのだが、地域のことを考えると地元企業としてはこれ以上リストラはできない。何かやらなければ、ということ、これまで圃場整備事業を受注、水田づくりをやっていたことでもあり、農業生産法人を立ち上げようとしていたところに特区の話があり、全国第一号で参入を申し入れ、採択された。

①豊かな自然環境を維持保全し、各地域及び集落と連帯した生産基盤形成、②旧東頸城の自然環境を生かし、有機無農薬栽培で付加価値の高い農産物の生産、加工、販売、③土に集積された化学物質を取り除き（浄化）、本来もっている、土の力で作物を育てる、を「農業経営に關する基本方針」にしている。土地改良区の人たちからは、「そんなことでは作物はできんよ」といわれたが、菌体肥料製造機を導入、米ぬか、貝化石、魚粉、菜種油粕、

大豆、モミガラ等に強力発酵菌を加える方法で有機肥料をつくってやっている。

○三年水田〇・五ha、養魚水田〇・二haで事業開始、○六年は水田五・六ha、畑二・一ha、養魚水田〇・5haになっている。水田一〇ha、畑二ha、養魚水田一五池にする計画だが、集まってくる農地は条件の悪いところからで、確保した農地の土壌、水利等、その農地の性質把握に少なくとも二〜三年はかかるという。

担当役員一人、専従社員二人、五〜一二月の間パート二人で有機無農薬の稲づくりと野菜づくり（大根とネギ、オータムポエム等）に取り組んでいる。農繁期には本業の方から春には六〜八人秋には六人が手伝う。養魚水田の主力はイワナでイワナ棒寿司、骨酒、燻製に加工して売っている。特区施行一周年記念行事があったとき、首相官邸で有機無農薬栽培のコシヒカリとこのイワナでつくったイワナ棒寿司を試食会に出し、絶賛を得たという。県の特区一周年報告会の際の知事執務室での試食会では、そのほかにイワナの刺身、山椒煮、タニシ粕煮、山竹の子の味噌汁を出し、好評を博した。

興味があるのは、主力の米の販売だが、同じく特別栽培でつくっている旧東頸城地区の「くびきの棚田の米、旧柿崎地区の「米山の麓の米」、柏崎地区の「鯖石郷の米」

の生産者グループの米も頸城建設が販売を引き受け、新潟伊勢丹、新宿伊勢丹本店、新潟交通商事、瀬里奈、たらふくまんま、金田中（以上〇五・一一から）、楽天地、クイーズ伊勢店、ナチュラローソン、小田急ストア（以上〇六年から）、大丸ピーコック、オリンピック（以上〇七年から）に売っている。これらの販売先は、いづれも頸城建設への土建資材納入業者の紹介で得た販路だそう

だ。売上目標は五千万円だが、まだ目標には遠く、目下のところ収入を本業と区分はしていない。

特区制度がスタートして一年後に、この二社が入った東頸城農業特区の状況を報告した「中山間地域の新たな可能性発揮なるか」と題した報告書のなかで、当時の浦川原村建設農林課長西山知太郎氏は次のように二社を評価している。

“農業に企業が参入することに対する懸念が取りざたされたことがありましたが、ここは地元会社であり、みんなの顔がわかる地域での取り組みですので心配されたような事態は少なくとも浦川原村では起こしてないと確信できます。

それどころか、これからの浦川原の農業に新たな道を切り開いてくれるパイオニアになってくれそうな予感も覚えます。

すでに農業分野では高齢化した山間地域の農業は守れないという実態があり、このまま推移すれば集落機能すら維持できないと思われるところもあります。

この村にも基盤整備された平場地帯においては、担い手確保が可能ですが、山間集落ではもはや時間の問題と思われる集落がいくつか存在しますので、特区制度で参入した企業は、私たちにとって歓迎すべき担い手として多いに期待されています。”

二社に関する限り、その後の経過を見ても私も同感する。

有限会社「結い」

十日町市で特区参入法人になっている有限会社「結い」は、十日町市の“南雲原十日町総合高校実習跡地及び周辺地域を中心に、持続可能な新しい村づくりを図ろうとする”有志の会である「なぐも原・結いの里」の営農事業部を、特区参入のために法人とした会社である。

十日町市中里地区の南雲原には、約一〇haの県立十日町実業高校の実習農場があった。実業高校は今、十日町総合高校になっているが、総合高校になるとともに農業科が廃止され、実習農場も放置され、荒廃するままだなっていた。その土地を、“地域の宝”として活用できな

いものか、ということが公民館活動に集っていた人たちの間で話題になり、〇二年九月、その対策を研究すべく有志が「水沢未来塾」を結成、様々な議論の末、旧農場を中心にした「南雲原農耕ふれあい文化構想」をまとめ、構想を実施するよう市に要望書を提出、更にその構想実現のための運動組織として〇三年九月「なぐも原・結ひの里」を結成した。「なぐも原・結ひの里」の規約第一条にその目的が書かれているが、それはこうなっている。

“この会は、私たちの伝統農耕文化を基に、生存に欠くことの出来ない食や環境、エネルギー、教育文化、福祉のより良い在り方を目指し、南雲原十日町総合高校実習跡地及び周辺地域を中心に、持続可能な新しい村造りを図ろうとするものです。この会はまた、営利を目的とすることなく自主自立の精神で会の運営を計ります。”

一万円の出資をした正会員五五名、三千円出資の準会員四三名、で会は構成されており、そのほか一二の協賛団体から一団体二万円の協賛金を得て運営されている。農耕事業部、環境エコ事業部、教育福祉事業部、移住定着事業部があり、正会員はいずれかの事業部に所属しなければなりません。但し複数の事業部に所属することを妨げません(規約第六条第二項)ということとで運営されている。

農場建物等は県の使用許可を得て発足後すぐに利用できたが、肝心の農場の旧農地は利用できなかった。農地法の制約があるからである。この問題をクリアすべく、農耕事業部を法人化し、折しも制度化された特区制度に乗ろうということになり、農耕事業部法人化の準備をすすめるとともに、市は農業特区を申請する。〇四年一月に特区は認定されるが、認定に先立つ十一月、新潟中越大地震が発生、十日町市も大きな被害を受け、特区としての事業開始は〇五年に持ち越される。〇五年四月、特区事業にあてるといふことで、市が県から旧農場施設・農地等を一六〇〇万円で取得し、農耕事業部は〇五年五月会員中から二七名の出資者を得て「有限会社結ひ」に衣替え、(一口五万円八二口計四一〇万円の出資)、市から農場施設・農地を賃貸することで、特区営農が始まった。

観光農園(夏の収穫体験用四〇a トマト、ジャガイモ、ナス、トウモロコシ、キュウリ。秋の収穫体験用一二〇a 坊ちゃんかぼちゃ、さつまいも)、オーナー制するなし農園六〇a (一本一万円)、福祉農園三〇a (地元及び所沢市の施設との提携)、景観作物五ha (菜の花・そば) が主な農園構成だが、ほかに農場内で鶏を一〇〇羽放し飼いにし、また山羊、羊、ウサギ、合鴨、アヒルを「来場者の動物とのふれあい広場」で飼っている。

農業生産法人以外の法人の
農業参入の状況

	計	建設業	食品 会社	その他	
				会社	NPO等
07.3.1	206	76	46	42	42
06.3.1	156	57	41	23	35
05.5.1	109	37	29	17	26
04.10.1	71	24	21	11	15

状況に変わりはなく、
トップを占める。その
・3・1でも建設業が
食品会社だったが、07

建設業が占め、ついで
入企業の3分の1強を
占める。当初から参
入企業は、農水省資料
でみると上記の表のよ
うになる。建設業が
占め、ついで入企業
の3分の1強を占める。
・3・1でも建設業が
食品会社だったが、07

地元観光業者の収穫体験ツアーで夏六〇〇名、秋は四〇〇〇名の来場者があり、さるなしのオーナー会員は二〇六名というように、「持続可能な新しい村づくり」の事業は定着しつつある。地元農家の農作業受託もやっている。
“営利を目的とすることなく自主自立の精神”で頑張っているが、経営はむろん容易ではない。こういう参入企業には手厚い助成があつていいのではないかと。それどころ地域の農業者ではできないところに認めるとした特区事業の名に値する。

37%を占めている建設業に続くのはやはり食品会社だが、近年は両業種以外の会社やNPO等の進出が目覚ましく、食品会社とならぶようになってい。前述した「結い」は有限会社だが実質はNPO法人といっている。NPO法人等の農業参入が、今後もこの勢いで続くのかどうか、要注目というところだが、より以上に農業参入企業のトップを占める建設業の動向が気になる。愛媛県では「建設業からの離職者や団塊世代の定年退職者に農業技術を身に付けてもらう農業者大学の訓練コースが好評」だそう(07・9・15日本農業新聞)。「公共事業削減で厳しい経営が続く建設業ではリストラを進めている。：県はこうした人たちの再就職の機会を広げる取り組みとして」訓練コースを始めたのだという。訓練コースは今後増えるかもしれないが、それよりは「地域のことを考えると地元企業としてはこれ以上はリストラはできない、何かやらなければ」ということ。：農業生産法人を立ち上げようとしていた「ような建設業が、もっと出てくることのほうがいいな、と頸城の実態をみて私は感じた。

編集後記

◎草深き山あいや都市近郊の地でも、定年退職者やそれを間近にむかえるとおぼしき皆さんが「農ある暮らし」に「はじめて」いた。土や自然との触れあいを通して心身がリフレッシュ出来て、おまけに「実利」が伴うのだから、農の持つ力は偉大だ。

農業特区制導入の是非については、本誌でこれまでも取り上げられてきたが、増え続ける耕作放棄地を農地として存続させることと、定年退職者の生き甲斐確保の両立を図り、もって農村環境が維持され、広範な市民が食料生産を身近に体験することで農業・食料への理解が深まるのであれば、この限りでおいに評価されて良い。

多様な特区の支え手は、子育てを終わり、時間的にも多少の金銭にも余裕のある団塊世代が中心で、元会社員、公務員、主婦、大工、旅館業、…などなど多士済々。地道で困難が伴う地域興隆という夢を追いつつも、自然大好き仲間達が寄ってたかってワイワイがやがやだから、楽しくないはずがない。高齢になれば病の一つも抱えざるを得ないが、生涯現役が可能な農業の利点を生かせば、永い経験で培った技術や洞察力を持つ高齢者こそ有用な人的資源であり、この資源を活かさない手はない。

自ら団塊世代である日本総合研究所の寺島実郎氏は、

「いかなる社会でも、誰かが公的・目的性の高い分野を支えて利害得失を超え汗を流すことをしなければ、社会システムは安定しない。日本の高齢化社会の姿は団塊の世代の覚悟にかかっており、老成を気取り小成に安ずる前にやるべきことに向き合わねばならない」と叱咤激励する。老成を気取るつもりなどない筆者も、氏のいう生き方は心がけたい。

◎このところ生活に身近な食品などの値上げが相次ぎ、消費者の食卓を直撃している。今後十一月には水産物練り製品やレトルト食品が、十二月にはパン、来年一月には即席麺等で、二月からビール等の値上げが予定されている。パン、麺類、ビール等は原料の小麦の世界的な値上りを受けたものであり、加えて、原油高騰を背景にガソリンも最高値の水準が続いており、食料・エネルギー等いづれも海外に頼る危うさを露呈している。

世界の主要穀物が高騰する一方で、国産米は底なしの値下がりが続いている。政府・自民党は、政府米三四万トンの買入れ、全農が〇六年産米一〇万トンを飼料用に処理して市場隔離する緊急対策を決めたようだが、価格上げに奏功するかは不透明だ。

「生産者団体主役」の米システムが初年度からつまづいてしまった。もう対症療法は限界で、価格補償などを組み込んだ抜本策が強くもとめられている。(太田)